

令和5年3月17日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子		
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

12番 小永正裕

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	情報防災課長	村越淳
企画調整室長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	建設課長	河村孝宏
海洋森林課長	今西和彦	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和5年3月17日 9時00分 開議

日程第1 陳情第33号及び37号

(常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

日程第2 一般質問 (質問者:1番から5番まで)

議 事 の 経 過

令和5年3月17日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますのでよろしくお願いいたします。

諸般の報告をします。欠席者の報告を致します。小永正裕君から欠席の届け出が提出されましたのでご報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、陳情第33号、介護保険制度の改善を求める陳情書の提出について、および陳情第37号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出についてを議題とします。なお、陳情第34号、35号、36号、38号は継続審査となりましたので、議題としないことをご報告致します。

これから委員長報告を行います。陳情第33号および37号について、委員長の報告を求めます。産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、陳情に対する産業建設厚生常任委員会の委員長報告を致します。

当委員会に付託されました、陳情第33号および第37号について、3月15日に審査を行いましたので報告を致します。

まず、先の12月議会から継続審査となっていた、陳情33号介護保険制度の改善を求める陳情について、審査を行いました。委員から、制度改正により、利用者の負担額の増となるもの、また一方、今後、団塊世代が本制度の該当者になり、それを支える者の介護保険料の増額等に繋がっていくなどの意見が出されました。採択の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情37号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出については、今日の飼料をはじめとする生産資材や、光熱費等の高騰で全国的に畜産農家は危機的な状況に陥っており、県内および当町においても、中小零細な畜産農家は廃業を検討している現状にあります。この状況を打開するため、国に早急な施策を講じていくよう意見書を提出するもので、当委員会として採択の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上の通り報告を致します。

議長（小松孝年君）

これで委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。初めに、陳情第33号介護保険制度の改善を求める陳情書の提出についての、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（小松孝年君）

質疑なしと認めます。

次に、陳情第37号畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書についての委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、陳情第 33 号介護保険制度の改善を求める陳情書の提出についての討論を行います。

初めに、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

次に反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、陳情第 37 号畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。念のために申し上げます。この採決は、賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますので、ご了承をお願いします。

初めに陳情第 33 号介護保険制度の改善を求める陳情書の提出についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。本件は原案を採択することに賛成の方の挙手を求めるものですので、よろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

それでは、陳情第 33 号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って陳情第 33 号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第 37 号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告の通り採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 37 号は委員長の報告の通り採択することに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第 2、一般質問を行います。順次発言を許します。質問者、澳本哲也君。

13 番 (澳本哲也君)

おはようございます。僕から 1 問、質問をさせていただきます。

人権同和問題についてです。人の世に熱あれ、人間に光あれと、宣言をして 100 年が過ぎました。私たちの先輩は 1 日も早く、差別がなくなることを願い、この宣言を読み上げました。これまで国や県、市町村は、法律や条例を作り、ハード面から教育に至るまで、様々な取り組みを行ってきてくれました。当町にも人権に関する条例があります。最近では国の部落差別解消推進法が施行されました。そこで現実はどうでしょうか。被差別部落の人たちは、今だに、いつ差別されるか、また差別されるか、日々をもって生活しているのが現実です。子どもたちは解放子ども会で差別について学び、自分たちの世代には必ず差別のない世の中にしようとして一生懸命頑張っております。しかし、昨年、執行部の方は知っていると云うんです

けれども、当町におきまして、差別事象が起きました。というよりか、SNS 上で当町の被差別部落が撮影され掲載されたという事案が起きました。少しそのことについて話しましょう。

去年の6月の15日です。佐賀町民館周辺を小型カメラで撮影する若い男性を職員が見つけ、声をかけました。しかし、無言で立ち去って行ったそうです。そしてその翌日、次は大方町民館の駐車場沿いで見慣れない、また若い男性、またこれは二人だったそうですが、目撃し何か、職員がですね、町民館に何かご用でしょうかと話し掛けると、すぐに車で立ち去ったそうです。それから、自分たちもこのSNS どれがいつ載るんだろうか、と注視しておりました。ユーチューブの方でも、部落探訪という、それこそ部落を紹介するようなチャンネルがあります。それを僕たちは一生懸命、また見ておりました。いつ出るんだろうかと。すると、9月16日、神奈川県人権啓発センターというアカウントによる、万行地区などを対象にした晒しのツイッターによる投稿がまずありました。それは、高知県高等学校警察から、県内の被差別部落の特徴等をまとめた文書が、写真が掲載されたということでもあります。それから1か月後、10月30日です。奈良県人権啓発センターというアカウントによる万行地区などを対象にした、また晒しがツイッターにより投稿されました。その中身を見ますと、隣保館には、同和だの人権だの、貼り付けてあった。写真が大方町民館、そして童夢館などの写真です。そして、まだありました。万行といえば、幡多郡で最も悪名高い部落地名だそうだが、寺を境に、南側だけが特殊であり、例によってカイジウやシャチホコが多い。カイジウとは何かと僕思いましたら、改良住宅のことだそうです。そしてシャチホコは、今普通の日本家屋にあるシャチホコのような、飾りの屋根があるのが多いというような投稿がありました。

そして、これを発見して、県や町にですね報告をして、町も動いてくれましたけれども、今現在もこのツイッター削除はされておりません。そしてこのアカウントにはですね、宿毛市、土佐清水市、三原村の被差別部落が撮影され、投稿をしております。

なんといってもこのネット上で晒されるといった事象が発生しており、地区の住民は今だにこの不安と憤りを覚えております。しかし、県下的に見ても、本当にこの黒潮町は人権同和問題に真剣に取り組んで、本当に県下的にも、こういうことに関しては、トップクラスで取り組んでくれているなど思っております。こういった事象が発生したときに、即動いてくれて、そういうふうな交渉もしてくれております。そこで、その県下的にもトップクラスの当町がこれから人権同和教育の取り組みについて、レベルアップは必要だと思っております。今までのこの実践を生かし、さらなる推進策をどうか、何かないかということをもまず問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、澳本議員の人権同和問題の1番、これまでの実践を生かしたさらなる推進策についてお答えをさせていただきます。

黒潮町は、人権尊重のまちづくり条例や人権施策推進基本方針に基づき、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる町の実現を目指し、様々な人権課題について学ぶことのできる機会を提供して参りました。今後もこの方針を継続していくことに変わりはありません。

本町は人権施策推進基本方針で11の人権課題を掲げており、それぞれの課題に対し、町が推進する施策を示しております。その1例として、昨年10月に制定したパートナーシップ宣誓制度が、11の課題の中の一つである、性の多様性に対するものであり、性的マイノリティを抱える人たちの心に寄り添う姿勢を町として示したものであります。

議員ご質問の通り、インターネット、SNS 上への書き込みによる人権侵害が後を絶たない状況であります。本町におきましても、先ほども議員申されましたが、昨年9月、SNS 上への差別書き込みが発生し、本町の地区の名称や住民の方の名字、地区を撮影した映像等が、SNS 上にアップされ、誰もが閲覧できる状態となりました。このことを受けまして、2018年、平成30年12月に法務省人権擁護局から出された通知に基づき、昨年の10月と11月の2回、サイトを運営するプロバイダーに削除依頼を行いました。同通知では、同和地区に関する識別情報の適示は目的のいかんにかかわらず、それ自体が人権侵害の恐れが高い、すなわち違法性のあるものであり、削除要請等の対象とすべきものであると明記されております。

町が作成しているインターネットによる人権侵害事象への対応フローに沿った対応も行っております。

しかしながら、この通知に法的拘束力はなく、削除するか否かは、あくまでもプロバイダー側の判断であることから、残念ながら議員も申されましたが、この投稿は現在も削除されていません。

今後町が、また行政が行う対応と致しましては、差別的なサイトや人権侵害に当たる情報を拡散する行為へのモニタリング、監視ですね、を強化したり、国にプロバイダ責任制限法の改正に向けた働きかけを行い、人権侵害だと思われる投稿については、プロバイダー自らに削除義務を課したり、投稿者の開示請求を裁判目的に限らず、被害を受けた当事者でも可能にすることなどを働きかけたいと考えております。

しかしながら、これらの対応は、黒潮町1自治体だけで行うには限界がありますので、県や他の市町村、関係機関とも連携をしながら対応していかなければいけない課題であると理解しております。

したがって本町は、条例や基本方針の趣旨に則り、すべての人の人権が尊重され、人にやさしいまち黒潮町の実現を目指し、今後も人権施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13番（澳本哲也君）

ぜひともですねその監視、そしてプロバイダー等へのやっば働きかけ、これを継続してもらい、そしてまた新しいその条例なり法律なりを、また国の方にもしっかりと働きかけてもらいたいと思っております。

そしてこれから、すみません、教育委員会の方に、二つほど質問させていただきます。今現在、小中学校のですね、この同和問題について、しっかりと学習しておられます。特に小学校は、1年生から6年生まで共通の課題ということで、しっかりと学習をしてもらっております。そこで、今までの取り組みでいいのか、そしてまた小中学校でもやっばり、これからのレベルアップ強化策をしていかなければならないかと思っておりますけども、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

学校教育分野におきまして、データは少し古くなりますけども、2016年度に高知県教育委員会が実施しました、人権教育に関するアンケートというものがございまして、そこで、学校で授業で、人権に関する教育についてどのようなものを、習ったかということの部分で選んでくださいということの質問に対しまして、同和問題と回答した小学生が17.5%、それから中学生が28.6%、高校生におきましては19.2%というふうに、非常に個別の課題としての部分の同和問題の習ったという意識が低くなっておる現状にあります。学校の方では、同和問題をしっかりと教えておりますけども、それが子どもたちの印象いいですか意

識に残っていないというところが、少しこれギャップがあるだろうというふうに思います。

また、2019年に大方中学校が実施しました、部落差別に関するアンケートの調査で、部落差別について誰から教えられたかということにつきまして、テレビ、新聞、インターネットと回答した生徒が143人中21人、いました。このように、学校で正しく同和問題を教える前に、そのほとんどがインターネットによるものを見て、初めてそれに出会うということになっておると思います。インターネットによりまして、良い情報やっただけですけども、先ほど申しました、澳本議員からの質問にありましたように、インターネットによる差別や偏見に満ちた情報が先に植え付けられてしまうという可能性も高くなってきております。これらのギャップを解消するためには、小学校で取り組まれてきた学習を、中学校でさらに深めるそういう取り組みをしなければいけないと思っております。そのため、子どもがやっぱり受け身ではなくて、主体的な学習体制であるということを作っていく必要があると思っておりますので、積極的かつ主体的な学習活動を目指して、そして、反差別の構造化に繋がる、そういう取り組みをする必要があります。その方法と致しまして、やはり学校と小学校と中学校の連携を強めまして、そして人権学習を9年間で取り組む姿勢という、そういうところをさらに強めていきたいと思っております。また子どもたちにとって、ICT機器は、本当に今や鉛筆やノートと並ぶ大事な文房具でございます。このICTを適切に、そして安全に使いこなすようなことができますように、情報活用能力の育成を日頃から進めていかなければいけないと思っております。これは、例えばそのICTの講演会をするということではなくて、日頃の授業の中からこの情報の活用能力を高めていくような事業をしていく必要があると思っております。それからまた、子どもたちが自分が人権問題の被害者または加害者にいつでもなりうるという、そういうことに気づいて、自ら置かれている、そういう状況を見つめながら、一人一人が思いを伝え合いながら過ごせる、安心して過ごせる、そういう活動を目指す必要がございます。でそのためにも、児童会や生徒会で仲間づくりを中心と致しまして、自主活動や地域貢献活動、それから防災活動などを通してですね、その連携していく、一緒に取り組んでいくという、心を醸成していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13番（澳本哲也君）

本当に小中学校、本当に真剣に取り組んでくれているなと思っております。そしてですね、ギガスクールが始まって1人に本当に1台、タブレットは渡るといって時代になってきましたが、その先ほども言っております、SNS上でのやっぱりこういった差別のその指導じゃないけれども、そういった学習はやっぱり今でも継続してやっているというところでいいですかね。どうでしょう。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

そのICTを活用した学習につきまして、小学校中学校とも毎日タブレットを開いて、それでそれを活用して授業を進めております。その教材の中にはロイロノートというのがございまして、これは、それぞれ皆さん、子どもたちの意見を集約して、まとめてみんなで見れるというような形の部分の教材でございます。そんな中で、やはり友達がどんなふうなことを意見があるのか、で自分がこういうことを出すというところに、その友達の意見の受け入れ方、そして、自分の情報の出し方とか、そういうものをその場で学

びながら授業をしております。毎日のやっぱりそういう取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。確かにそういったことが本当に大事で、子どもたちはそういうふうに学習をしておりますが、やはり家庭へ持って帰って子どもたちが、さあそれをどう生かしていくかというのを、これから大事になってくるんじゃないかと思えます。で僕も小学校5年生の、この同和関係学習にはですね、講師として1時間、毎年行ってるんですけども、その時に子どもたちには、あなた方が家庭での同和問題、人権に関する先生なり先駆者になってくれということを行います。それで先ほどの次長が言ったように、子どもたちはしっかりそのそういったSNS上とか、学習をしておると思いますが、それを親から学ぶようにまだまだこれからなってきた欲しいなと思うんですけども、そういった親に対するこういった取り組み、啓発はまだないんでしょうか。どうでしょう。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

教育委員会と致しまして、親に対しての直接的なその教育というものが、まだできておりません。ただし、PTAの人権問題研修会などを通じてですね、保護者の皆さんに人権のこれからのその動きとか、今の状況とかそういうものを知っていただいて、それで身近であるということについて、確認をしていただいております。また、子どもたちに与える影響についてもですね、その部分で、保護者の皆さんに周知を図っておりますが、それもPTAの人権問題研修会につきましては、年に1回という非常に少ない回数でございます。そういうところに大きな問題はあります。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

これからもそういう小中学校、また保護者に対しても、取り組みをしっかりとやっていくと思っております。そして、保育園です。この質問は多分2度目なんじゃないかなと思うんですけども、保育園の保護者はどうなんだろうと思っております。人件や同和学习の実態は今、保護者はどうなのかと非常に疑問に思うんです。保護者がですね、小学校から今高校まで、この人権同和問題に対しての学習をやってきております。そして親になり、まず保育園の保護者になって、またこの人権同和に関して、学習をする良い機会でもあり、また入口でもあると思うんです。そういった取り組みは、今どうなっているのか、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

現在、小中学校のようなPTA人権問題研修会として研修会などの実施は、保育所では行われておりませ

ん。しかしながら保育所において、そうした人権推進のための講演会などは実施しておりませんが、子育てに悩みや困り感を持つ保護者の方々に対して、子どもたちの育ちにとって必要な関わり方などについて、分かりやすい言葉で伝えながら、そうしたことを情報提供をしております。そうしたことが、各ご家庭で子どもの人権を守ることに繋がるものであるとは考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

ええとですね、僕がそれこそ保護者のときには、やはり年に1回や2回、このことについて学習はしっかりとしてきたつもりです。今なぜないのか、やはり大事なことだと思うんですけども。やはり、保育園もですね、合併して保護者が各地から来ているという実態です、いいチャンスじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

保育所では現在、保育士等が人権感覚を磨き、理解するための研修や取り組みを行っております。県教育委員会が主催する研修会に職員が参加したり、または、園内研修として職員が自分の保育所で研修する場合などはあります。でそうした保育所において、職員が研修する、そうした場合に、保護者の保護者会というものもありますので、その時間の一部をそこに充てる、または、そうしたところで内容、職員向けだけではなく、保護者もというような内容に置き換えるなど、工夫することで、職員と保護者がともに人権について考える機会がつかれるのではないかと考えます。

また、今、町内の保育所では小学校との連携接続の強化にも努めております。そうしたことから、小学校、主に小学校の接続になりますけれども小中学校で行われているPTA、人権問題研修会などに保育所を通じて、保護者の方々にご案内をさせていただくなどの工夫も考えられるのではないかと考えております。様々な機関が多くの方々を巻き込みながら、人権について考え、深めていくことは大切だと思います。その機関として保育所も、何かできることを考えていきたいと考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

確かに、今からですねそういった保護者に対して、参加しやすい環境づくり、そして工夫しながら参加できる集会などをこれからもぜひとも、教育委員会を発信者としてやっていただきたいなと思っております。

最後にこの質問の最後に、次防災と人権のことについてお尋ねをします。これも2回目だと思うんですが、やはり防災と人権、大事なんじゃないかなと思います。しっかりとハード面もできました。避難タワーもできました。そして、避難計画なんかもしっかりと作っております。しかし、被災した場合、本当に人権に関してしっかりとここをやっていかんと、今だに高齢者の人たちは、避難先でまた嫌な思いするかもしれない。そういったことは確かにあるかもしれませんが、そういうことを心配するんです。や

はり、防災と人権、大切なんじゃないかなと思うんですが、これからの町としての取り組みはどうでしょうか。お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

被災後の避難者生活等、平時より厳しい環境になると、これまで見えなかったDV等が顕在化するとともに、子どもや高齢者、妊産婦さんのように、本来守られるべき方々に攻撃が及ぶと言われております。平時でも災害時でも、人権を大切にできる人権感覚を磨くことは必要と考えており、このことは通常の役場の業務を行う上でもすべての部署に関係する必要なことではないかというふうに思っております。また、平時にできないことは、災害時にはできません。関係課とも連携し、今後の人権感覚を磨く取り組み、そういうものにも繋げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、これを防災と人権という課題でですね、これからもっともっと町民の方たちに浸透していくような取り組みを、よろしく願いを致します。

2 問目に移ります。町民館児童館の役割は本当に大きいと、自分たちは思っています。しかし、近隣の市町村では、職員1人体制で来年度からやるとか、そういうことも聞いております。今現在、黒潮町には二つの町民館、二つの児童館があります。実際、児童館は今年度まだ終わってないんですけども、1700人の利用者を超えました。そして、同和問題に対しての学習会の開催や各種イベントなど、しっかり主催事業を行って来ております。大方町民館などは、紙バンドの手芸教室など、今現在もう700人を超えるような利用者で、館内がにぎやかに日々行っておるということをお聞きします。そして、デイサービスの利用もですね、相談員さんのしっかりとした日々の活動によって、大事な世代交代といいますか、だんだんだんだん一人一人が多く参加するようになってきているってことも言います。

実際2、30年前はどうだったかと思ったら、ほとんど地区外からこの児童館や町民館に人が来ることはありませんでした。しかし、本当に地道な町の職員の方々、また児童館の職員の方々の日頃のほんまに努力により、地区外の方たち、それで地区外の子どもたち、本当に利用されておられます。そして町民館の事業の中にですね、やはり社会調査および研究事業や相談事業、啓発および広報活動事業、広域、交友事業、福祉活動など、本当にこの様々な事業があります。それをしっかりと今、こなしております。こういうことは多分ないと思うんですけども、これからこの黒潮町の町民館と児童館の位置付けについて、問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木弘明君）

それでは、澳本議員の人権同和問題の2番、これからの町民館児童館の位置付けについてお答えをさせていただきます。

まず、現在の対応について、町民館の方からお答えをさせていただきます。町内には大方地域に大方町

民館、佐賀地域に佐賀町民館があります。双方とも、社会福祉法第2条第3項第11号に基づき、黒潮町立町民館設置条例で明記された施設であります。職員については、規則で館長と指導職員、相談職員を置くこととされており、大方、佐賀ともに3名体制で運営を行っております。

次に児童館についてお答えをさせていただきます。町内には大方地域に大方児童館、佐賀地域に佐賀児童館があります。双方とも、児童福祉法第35条第3項および第40条に基づき、黒潮町立児童館設置管理条例で明記された施設であります。大方、佐賀両児童館とも指定管理者制度を導入しており、大方児童館がNPO 童夢に、佐賀児童館がNPO はらからに委託しております。職員につきましては、大方児童館が3名、佐賀児童館が2名体制で業務を行っております。

議員ご質問の今後の位置付けにつきましては、現在の実施体制が、条例や規則に基づいたものでありますので、現時点において変更をするというようなことは考えておりません。現在行っている各種事業を充実させることで、条例等に明記されている通り、住民福祉の向上、児童の健全育成に寄与する施設として、今後も運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。やっぱり黒潮町としてやっぱりこの児童館、町民館を何ととっても町民にもっと広めて、もっと活用してもらわないかん、いうのがまず一つだと思います。そういった策ですね、この横の繋がりを大事にどうこの施設を利用するかというのはやはりこれからも特に必要になってくると思うんですけども、課長どうでしょう。策は何かありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木弘明君）

先ほどの議員の質問の中に利用者が増えてるという、ご質問がありました。現在調べてみますと、一番伸びているのはデイサービスの中でも紙バンド教室だと思います。先ほども去年の業務報告で1年間の利用者を見てみますと、658人でありましたが、今年は12月の段階でもうそれを超えて、現在は700人を超えておるということでその原因はですね、当然町民館職員等の努力等もありますが、やはり事業等を精査してですね、皆さんが参加しやすい興味のある事業を取り入れてやっていく、そのことが地域間交流に繋がっていくということになりますので、特にその具体的にこれこれを新たに導入するとか、そういう施策が今持ち合わせておりませんけれども、今やっている事業を継続、ブラッシュアップしながらですね、新規事業については今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

紙バンド、本当に人気ですね本当にわいわいやっております。その中でまた、この人権問題に関して、また同和問題に関して、ちょこっとでもまた話ができたり、そういうような会議じゃないけれども、そういう講演じゃないけれども、そういう時間が取れたらなと思っておりますのでどうかそっちの方もまたこれから計画してもらいたいなと思います。なんで町民館に人が集まるのか、そういうことがやっぱり大事と

思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上で終わりたいのですが最後に一言ですね、これは質問ではありませんお願いです。改良住宅です。改良住宅今5件5件と、建て替えをしてくれております。しかし、以前このようなこともあったと思うんですけれども、また安い家賃で、ただで新しい住宅に入れるがやねえ、みたいなことをまた言われております。なんで改良住宅が建て替えなのか。なんで改良住宅があるのかということ、もう一度広報なり、そういった場面で、建て替えをしているということ、もう一度、周知してもらいたいと思います。そうということが今本当に僕、耳にしていますので、そのときは僕もしっかり説明できる時はします。しかし、やっぱそういう、偏見じゃないけれども間違っただ情報が入ってきますので、ぜひとも、この改良住宅の建て替えを何でしているのか、そういうことをもう一度、広報などで周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で僕の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時まで休憩します。

休 憩 9時 43分

再 開 10時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは質問をさせていただきます。

住民の多くの皆さまからご支持をいただきまして、この場での発言をさせていただくことができる最後のときとなりましたので、住民の方の心を代弁させて、発言をさせていただきます。

最後でございますので、ひとつ皆さんが喜んでいただける答弁を、いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

今任期についてはですね、非常にコロナで、大変率直な気持ちでやられた、まいったなあというところでございます、それでも、住民一人一人は頑張っただ生活をされておるわけでございます。

寒い寒いと思ひよった冬もいつの間にか去って、野山にはヤブツバキ、ヒガンザクラなどが咲き乱れて、ウグイス、メジロが歌っておるといふのか、鳴きゆうという言葉を昔からしておりますが、そういう春の時期になってまいりまして、これからな暮らしが少しでもよくなることを願って、質問をさせていただきます。

その前に、拳ノ川診療所へ、澤田先生が着任くださり、大変ありがたく感謝をしておるところでございます。

黒潮町の医療のみならず、福祉介護行政も充実した計画が策定され、実施できるものと期待をしておりますことを心に置いて、質問の一番の福祉、医療、介護について質問を致します。

福祉、医療、介護を強化し、在宅医療を推進するための計画策定を問ひます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の1の1番、福祉、医療、介護を強化して、在宅医療を推進するための計画策定についてお答えを致します。

本町の最上位計画である黒潮町総合戦略の第2章福祉基本計画は、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、来たるべき少子高齢化社会に対応した福祉のあり方である黒潮町版地域包括ケアシステムを構築することを基本目標としております。

また、これまで高齢者は支えられる側としてきた考えを改め、住民全員ができることをしながら支え、支えられ、のお互いさまの気持ちで支えあう、ともに生きる地域共生社会となるよう、住民個人による自助の取組みの推進及び隣近所や地区、地域における共助、互助の支援体制を構築していく事が必要であると考えております。

さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される高齢者福祉のシステム地域包括ケアシステムの構築を推進しており、本町においてもあったかふれあいセンターを中心とした、子どもから高齢者までに対応する黒潮町版地域包括ケアシステムを構築してまいりました。

しかしながら、複合的な課題の解決にはこれまでの対応では難しく、重層的な支援体制を整備し、新たな黒潮町版地域包括ケアシステムを構築する必要があることを総合戦略の2年間の延長の中で追記修正しております。

在宅医療につきましては、総合戦略の福祉基本計画の中でも位置付けております。これまでの医療と介護の連携をする上で最も重要だと捉えてきたのは、訪問看護ステーションであります。在宅生活、在宅医療を支える上での訪問看護の重要性がますます明確化してきていますが、人口減少の影響で人員確保が難しいため、事業所の運営にも支障をきたしてしまう状況が出てまいりました。

そのため訪問看護ステーションについては、近隣市町村と併せて見ていく必要がありますので、他の市町村の訪問看護ステーションから、サービスを提供して頂ける体制を整備していく事が重要だと考えております。

また、直営の拳ノ川診療所につきましては、自分で通院が難しい患者さんに対しては、診療時間の調整を行いながら訪問診療に取り組んでまいりました。本年1月から常勤医師が配置されておりますので、今後につきましても、在宅を希望する本人と家族の意向を踏まえたうえで、訪問診療の取り組みを継続していきたいと考えております。

今後は、これまでの経過を踏まえ、来年度改定予定の県の保健医療計画、本町の総合戦略、第3期地域福祉計画、地域福祉活動計画、第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第2次健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画等との整合性を図りながら、今後を見据えた医療に特化した計画、指針等を次年度にかけて取組んでいく事としております。

いずれに致しましても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指し、福祉や医療、介護などの関係機関が重層的に協働、連携できる体制づくりを今後も推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

それでご承知のように、我が町は、高齢化率、45.7 パーセント。これは3月1日現在こういうことでございます。

65歳以上の方ということでございますので今の率というのは、前々から私が発言させていただいておるのは、その方が元気な20歳なら20歳のときのものを基準にして考えると、加齢とともに、その視力、聴力、反射神経なども低下してくる。もう60経過していくと、その方の半分以下になっていくという統計上の資料がございますので、そういう方々がおいでするというを前提に、その計画策定に取り組んでいただきたいわけでございます。

策定に当たる方たちが往々にして、若い方たちが取り組んでいただいておりますので、そのときに、こういった、65歳以上の方々の声をどのようにして拝聴し、計画に反映していくのか。そのへんの基本的なところの考え方をですね、聞かせていただきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

再質問にお答え致します。

先日ですね、高齢者向けのアンケート調査を行いました。現在それは集計中でありますけども、若い方についてもネットを利用してですね、調査を行っております。

それで、議員先ほど申しましたように、元気なときに、比較的気づかなかったことが、加齢とともに体の自由が効かなくなると、できなくなってくる。そのことを見据えた対策が必要であるということだと思います。

現在やるべき対応についてはしっかりと計画に盛り込んで、今後10年後、20年後ですね、中長期的に考えた対策についても、計画の中で盛り込んでいきたいと考えております。

したがって、住民の方からどのような意見集約をするかと、意見の結果につきましては、現在行っているのはアンケート調査でございますが、座談会等も計画しながらですね、住民の意見を聞いていきたいと思っております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

その計画策定についてですね、県は、地域医療計画を、2040年に向けて再編するという方向が決められておりますが、その中で、25年ですね、2025年に、新構想策定するという動きなんですね。

今23年ですので、県に対して、この黒潮町の実情を訴えるためには、速やかに黒潮町としての考え方を計画し、それをもって、県に対して、この地域医療計画、どうしていただきたいということを、提案、提案型の計画策定をしていただきたいと、このように考えておりますが。

その、この新聞報道によるところでございますので今私の発言は、それが正しいこの25年に県が新構想策定をするということが、正しいとは思って発言しておりますので、そのことに時期的なことでは間違いがなければ、黒潮町として、その医療計画を含め、福祉、医療、介護、その時期的なことはどのようにお考えですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答えします。

先ほどの答弁で申しましたけれども令和5年度において、本町の医療等に関する指針、計画等に関するものを取りまとめる予定でございます。

また、前段においても、先ほど長く計画の名称を申しましたけれども、それについても現在改定を予定で進んでおります。

時期的なものについては、県の保健医療計画の幡多地域の会議等が開催されておりますけれども、それについても本町から私をはじめですね、委員として参画しております。

これらの町の計画等をまとめていく段階で出た意見等については、県の保健医療計画の中で発信、意見具申等していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

あのね、課長が答えてくれようがは、一生懸命に答えてくれようがわかるけど、これもね新聞報道ですよ。去年の10月29日付で、聞こえていても聞き取れない。こういう記事がございました。これ聴覚情報処理障害というものが、出てきます。加齢ともにそれが進んでるわけですね。若いときにもそれはある方もいらっしゃるでしょう。

その中の、聴覚情報処理障害APD、これは、お話をするときは、できるだけ静かな場所で、口元が見えるようにゆっくりと、さらには、重要事項は文字で伝えてくださいと、こういう記事が載っております。こういったことも参考にしながらですね、ここの、答弁もやはり、早口で一生懸命やられると、聞く方は聞きづらい。そういうことがございますので、その辺を念頭に置いて答弁をしていただきたいわけがございます。

それからですね、次の方へ移りまして、カッコ2番のですね、公共交通が、脆弱であるため、通院に大変ご苦労されている方々がいらっしゃいます。

この負担軽減に取り組む考えはありますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の1の2番、通院に対する負担軽減についてお答えをさせていただきます。

この質問は昨年12月議会の一般質問において、議員から同様の質問がされており、そのときの答弁と重複する部分が多いですがお許しいただきたいと思っております。

本町における医療機関と患者さんを結ぶ通院に特化した助成制度につきましては、人工透析をされている患者さん限定にはなりますが、黒潮町腎臓機能障害者通院費扶助要綱により、月8回以上の通院された方に対し1か月当たり5,000円、年間6万円を上限に通院助成をする制度があります。また、本年度、黒潮町高齢者等移動支援補助金交付要綱を制定し、町内のタクシー事業所が高齢者や障がい者、運転免許証を自主返納された方がタクシーを利用した際、運賃を1割引きにしてくれていますが、その割引いた1割

分をタクシー事業所に対して補助する制度をスタートさせました。更に、黒潮町心身障がい児者福祉手当の支給に関する条例により、心身障がい児者の自立及び社会参加を支援することを目的に年間1万円を支給し、交通費等の必要経費に充当して頂けるよう支援を行っています。

その他につきましては、あったかふれあいセンター利用者に対する通院や買い物などの移動支援サービスなどがあり、住民の皆さんのお困りごとに対応しているところでもあります。

したがって、今後も住民の皆さんの声を頂きながら対応していくことが重要であると考えますので、ご相談事などがありましたら担当課まで連絡を頂きたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

私が住民の方々からお聞きするのは、免許を返上した。そうすると、お2人とも車へ乗れないので、車庫に車が停まった状態でありましてね。国道から10キロ以上もあるところなんですよ。

で、じゃあ中村への通院はどうされようかということでお聞きすると、もう中村から迎えに来てもらいう。国道から10キロ以上奥まで。そして、帰りはどうするか、帰りは56号沿いで止めていただいてあとは県道のところから、またその親族の方が、リレーして、積んで帰っていただいと。なかなかねこれ大変なことだなあと思うわけです。

加齢とともに、病気が一つだけでは済まなくなりますね。そういうことがありましてね。これは何とかそういう方が困らないことを、手立てる必要があるなあと。

運転はもう免許を返上しなさいということで、公が言っておるし、そういう弱い立場の方が困っておる。改善されたようなお話は、住民から伺っておりません。ので、これはやはりですね、行政の課題として、解決をする必要がある。そのように考えております。

体が弱くなってまいりますと、発言も弱くなるんですよ。発言する声そのものが小さくなる。弱くなる。そういう方々を、立場を、理解するためには、そこまで行って、自分が車の運転ができない状態にして、病院へ行く、疑似体験が必要である。元気な方が、歩いてでもですね、速いですよ。

ところが、運転免許を返上、返納いますかね返上される方については足腰が弱っておる、全体の体力が弱っておる。そういう方が、声が、小さいわけですね。だから耳を澄まさないで聞こえない。

昔よくいわれたことに、声なき声、こういうことが一時いわれた時期がございましたが、行政のやっばり一番真髄はその声なき声にいかに応えるかであろうと思えます。

そこらあたりをですね、踏まえて、この問題には、もう少し力強く取り組んでいただきたい。そのように思うわけです。

そこでですね。制度の中にはですね国が定める制度の中には、患者輸送車、あるいは、オンライン診療車等が制度化されておりますが、そういった過疎地域いますかへき地いますか、そういう交通不便地の方々に対しですね、どのような手立てをされるのか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

移動手段の確保については大きな問題だというふうに、町としても理解しております。

公共交通等も含めた、また、事業所、公共交通事業者等との協議が必要でありますので、今すぐここで具体的な対策をですね、お示しすることはできませんが、今後ますます高齢化が進んでまいりますので、それについては、今後の検討課題だというふうに思っております。

それと、先ほどオンライン等の質問が出ましたけれども、現在国がオンライン診療等も推奨しております。

で、拳ノ川診療所においては、服薬についてもオンライン服薬指導ができるように、今もう作業進めて、可能になっております。

今後移動が厳しい人、方々に対するそのようなオンラインを活用した医療の提供ということは、進んでこようかと思っておりますので、まずは直営診療所からどのようにスタートされておりますので、今後、PR等を含めてですね、オンライン等の診療、服薬指導等は行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

答弁がね、もっとゆっくり言わんと、これ。なんですかねこのデータ見ると、45.7パーセントが、これあれですか、65歳以上の方々の町なんですよ、ここは。早口で言われるとね。極めて聞き取りが難しい。それはね、この質問を一番期待するのはね、こういう遠隔地、不便なところでお住まいの高齢者の方が、一番聞きたい話なんですよ、今言ってることは。

大勢の前で答弁することやき、なかなかご苦勞が多いとは思いますが、ここはやはりね、遠隔地でお住まいの車の運転できない方の、車については多くの皆さまに助けをもらいながら、病院通いをしておる方に対してですね聞き取りやすい、わかりやすい説明をしていただきたいと思っております。

もう一度詳しくお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

失礼致しました。

少し早口になってしまいました。

移動手段の確保については現在具体的な手段をお示しすることはできませんが、町としてもですね、現在通院ができています方、は今後10年20年経つと、当然、移動手段を持たない人になっていく可能性もありますので、中長期的に考えて対応する必要があると思っております。

それとオンラインの関係のことを申しましたけれども、オンラインについては今現在、オンライン診療であったり、薬の服薬指導等を国が推奨しております。

それともうひとつなんでいいますと、マイナンバーカードと保険証との連動なんかも随分推進をされております。

したがって、もし、今後、病院等への移動、通院が厳しくなってきた方につきましては、オンライン等による、治療、診療等をですね、もっとPRしてですね、そのような方には周知をしながらですね、医療が受けられる体制を進め、整備していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それではその今ある国の制度の中にはですね、患者輸送車の購入に対する財政支援、あるいは、そのオンライン診療車購入に対する支援があるはずですが、そのへんは、国県の財政支援を受けて、こういう、車ですね、を導入するという考え方はございませんか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほども申しましたが、具体にどの方法を導入してやるってということまでは、まだ決まったものはありません。

今後の検討課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今後の検討課題という答弁いただきましたが、未来永劫にわたり、今後ということでございますので、もう今後の意味は、いつまで見通した、今後ということになりますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答えします。

現時点において、年限を書いて何年後とか、いうことは申し上げられる状態に現在はございませんので、今後の検討課題であるというふうに答弁をさせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

堂々巡りみたいになりますけど、残念ながら人間刻々と歳をとってまいります。この前に集まってる皆さんも刻々と歳をとっておる。何年かのうちには歩けなくなる、間違いなく。そのときに人に助けってもらわないかんになりますよ。町長これはですね。一定の期間を定めて、見通しを持って対応していただきたいと私は考えておるんですが、町長どのようにお考えですかねこれ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では矢野議員の再質問にお答え致します。

いつまでということでございますけれど、まず矢野議員が事業紹介していただきましたように患者移送車の件、それからオンラインによる、さまざまなサービス。これ全国でいろんな取り組みをしている自治体がございます。

まずその中でもですね、わが町に合う事例、それをまず調査して、それから車を買ってもですね、運用が必要です。常に人件費も伴うものでございますし、そのへんのサービスの運用の仕方も計画する必要がありますので、毎年事業計画協議という、年間通じてサマーレビューから始まってやって積み上げていって、次の当初予算に反映する作業がございますので、各担当部署には、そういう実行事例を調査させ、そして国の制度を十分勉強させながらですね、事業計画協議の中にしっかり上げてくるように、そういう指示を毎年、毎年やっていって。この公共交通、移動手段に対する弱者の問題、これは町の大事な、大変大きな課題でございますので、昨年度作りました公共交通のサービスの見直し計画もありますので、そういうものとどういふふうに絡ませていくかも踏まえてですね、毎年毎年の事業計画協議の中で、仕上げながら、できるだけ住民にとっていいサービスになるように、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

力強い答弁をいただきましたので期待しておりますが、これね、地方交付税法の規則見たらね、人口割に対するものと、地域面積に対するものとの制度は、規定されておりますのでね。林野面積等々広いわけでございますので、そういう山間へき地で病院へ行くのも困る方の対策については、特に財政的なものを1回確認していただいた上で、暫時、取り組むことをお願いしたいと、このように考えまして、次のですね、産業振興の方へ移らさせていただきます。

2番の産業振興につきましては、一次産業の資材が高騰しています。一方、売渡価格は低下し、先の見通しができずに、衰退しております。現在の経営対策を初め、後継者育成をどのようにして図るか問います。

これは一次産業と書いておりますので、農業、水産、基本的には同じ考え方の質問でございますので、答弁の方はよろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の経営対策を始め後継者育成をどのようにして図るか、についてのご質問にお答えします。

農林水産省が公表している統計調査によりますと、主食米60キログラム当たりの全国平均販売価格は、平成29年産から令和元年産の3年間は1万4,000円前後を推移していたものが、令和3年産は1万2,240円、マイナス15パーセントと大きく下落しております。

単身世帯や共働き世帯の増化など生活習慣の変化によって、消費者のコメ離れが長期的に進む中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が加わり、その影響が顕著に表れています。

米の価格は需要と供給のバランスで決まります。国内に流通している米の量が多くなれば、供給過多となり価格は下落し、逆に少なくなれば上昇します。消費者ニーズの減少に伴って、米が余っている状態が起き、今後も下落傾向が続くと推測されます。

さらに追い打ちをかけ、昨今の不安定な国際情勢により、肥料や飼料を始めとする生産資材の高騰も農業経営を圧迫しています。影響が出始めた令和2年度比で、肥料は1.5倍、重油は1.4倍、農業用ビニールは1.14倍に上昇しております。

こういった状況を踏まえ、緊急的な対策として、国、県の事業のほか、町独自でも肥料高騰対策や燃油高騰対策に取り組んできたところでございます。

また、水稻農家への経営支援としましては、高知はた地域農業再生協議会が主体となり水田活用の直接支払交付金に取り組んでおります。これは、水田を活用して、麦、大豆、飼料用米など戦略作物を生産する農業者に対し交付金を交付するもので、主食米から生産をシフトさせることで、米価を安定させる狙いもあります。

その他にも、収入減少影響緩和交付金や収入保険など公的保険制度への加入を促進し、市場価格の下落等による損失の緩和を図ってまいります。

後継者の育成につきましては、農業者、農業団体、行政、共通の課題であり、各地域において中心となる、担い手の確保が必要不可欠となります。

平成26年度からは、黒潮町農業公社や篤農家で研修生を受け入れ、継続して新規就農へつなげてきました。今後は、研修生受入を幡多管内へ拡大し、市町村間で相互に受け入れを可能とするなど、新規就農者確保へ向けた協力体制の構築へ向け、調整を進めてまいります。

また、温度や湿度、炭酸ガス濃度などを計測する環境制御技術の導入や、インターネットを使ったデジタル技術の活用を推進することで、経験の浅い新規就農者の収量向上に結び付くと期待されています。

さらに、加持地区と市野瀬地区においては、圃場整備事業が進んでおります。区画整理後の耕作条件の良い農地を確保し、地区内だけでなく地区外からの担い手の呼び込みにもつながると考えます。

今後、人口減少、食生活の変化に伴い、米の消費量の減少、後継者不足は避けては通れません。市町村の枠を超え、県やJAなど、関係機関とも協力しながら、地域ぐるみで農業を守る取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

販売についてはですね、平成4年度の資料によると、大方で、当時大方町でしたので、販売は30億円。佐賀が約10億やったというように覚えておりますが、多少は違うかわからんです。

それから、令和3年度の資料によると、大方が17億7,000万、平成4年度からいいますと、0.59倍。お金だけでいうわけですよ。佐賀は、4億4,000万、0.47倍。そういう中であってですね。確かに資材等々については、財政支援はありましたが、売渡価格が、伸びない中であっての、肥料などを5年間で、1.6倍から1.8倍という、私の調べたものがあります。これがですね、まだまだ高くなるという情報なんですね。

これでは、一次産業、続けていくということが大変、厳しさを増していると考えております。

売渡価格が高くなるというのは、販売が高くなるというのは消費者もう困るわけでございますので、要は、生産原価をいくらに抑えるかということに尽きると思うんですが、それは国際的な問題もあってですね、難しいことがあるでしょう。

だけどみんなここで生きていかないけません。農業の方が農業で、漁業の方は漁業で、生きていかないけません。現状においては大変私は厳しい状態にあると考えておるわけです。

そういう点からですね、現在の経営対策を初め、後継者育成をどのようにして図るか。もう一度お尋ねします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

経営対策につきましては、既存の国や県の、補助事業なんかを活用しながら進めてまいりたいと思います。

またその際も、町内の農業者さんの声を反映しながら、どういうことができるかっていうのを考えていかなければならないと考えております。

後継者育成につきましては、研修生の受け入れをさらに推進して、定期的に継続して、新規就農者へ繋げて行きたいと、いうふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この売り先に、町で住民が汗をかいて作られたものについて、私は道の駅でいくらかは販売しておりますけど、もうちょっと力を入れて、その販売戦略をたてていくべきではないかなあと考えております。

町長これももうちょっと工夫ができんもんだろうと思って考えますが、何かお考えございませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

販売先の件ですけれど先ほど矢野議員がおっしゃられた平成4年と令和3年のこの数値の落ち込みの一つの原因はですね、農作物を販売するのが減ったということも、農家が減少してる関係であるかもしれないですけれども、もうひとつは、多分農協、JA のデータですね。

（矢野昭三君から「黒潮町の資料です」との発言あり）

町のデータも系統内のデータが中心なってると思うんですけれど、系統外の問題も、多少あるんじゃないかと私の個人的な感覚的に思っているところでございます。

販売につきましてはやはり JA さん、そして町内の農家さんですね、もう少し膝を突き合わせながらですね、戦略について協議して、それに対して町が支援できることについては積極的に支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私の近くにお住まいの若い農家、専業農家の方のお話によりますと、この状態であれば、他の若い人たちに農業をやれやと、よう言わんというお話をいただきました。

その方のほかにも、ずっと先輩の方でございますが、これでは農業をやれというなことよう言わんとか、というような、非常に悲しい話もいただいておりますので、この町内の皆さまが汗をして作られたものが、有利販売、適正利潤という言い方がいいかと思うんですね、適正利潤があるように、行政体制を含めてで

すね、私は取り組んでいただきたいと思いますというわけですが、体制については、町長にその職務権限があるわけ
でございますので、ひとつ、なんと申しましても我が町は一次産業中心の町であると私は考えております。

そこで、皆さんが夢や希望を持って、就労、働ける場としてですね、何とか、希望、夢を与えるような
答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問お答えしていきたいと思えます。

ちょっと新規就農の件もありましたけれども、ここ9年で22名ぐらい、新規就農出てきております。

若い方が多いわけでございますけれども、今度、近々、JAの青年部の方と、総会に呼ばれて、そこで交流
することもございます。

そういうところも現場の声をしっかり聞きながら、そしてどういうふうなことが、販売戦略の向上に繋
がっていくのか。議員おっしゃられたとおり、当町にとっては大産業、本当に大事な基幹産業でございま
す。

そういうところに対して、しっかりした支援ができるようにですね、状況調査をしながら取り組んでま
いりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

大変心強い、答弁いただきまして、テレビで見られておる、多くの皆さまも安心したと思えますので、
よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次へまいります。

この水産振興カッコ2番ですね。

水産振興どのような方法で図るか。振興を図るかという意味ですよ。

どのような方法で、水産振興図るか、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ2水産振興をどのような方法で図るかを問うのご質問にお答えします。

まず、現在の水産業を取り巻く大きな課題の一つと致しまして、令和2年度より引き続く、新型コロナ
ウイルス感染症の影響における外出の制限、飲食の自粛、それら全般に伴う飲食業などの景気の冷え込み
が大きな要因のひとつとなり、魚価の低迷を招いているところでございます。

また、令和4年2月にはロシアがウクライナに侵攻するなど、世界情勢も大きく変わり、先ほど申しま
した、燃料費全般や、船舶定期点検等の維持管理費、飼料、餌代、さまざまな面において、この価格の上
昇が、現在、持続的な漁業経営に大きな影響を与えていることは承知をしているところでございます。

この現状を踏まえまして、令和4年度の予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を活用し、原油価格や資材等の高騰を受けた漁業者の皆さまの負担について軽減をするべく、
漁船用燃油高騰緊急対策事業としまして、燃油1リットルあたり30円引きの補助を実施、また水揚げ促進

事業につきまして、従来の1パーセントの補助から3パーセントの補助への嵩上げをおこない、実施してまいりました。

しかしながら、令和5年度当初予算におきましては、国におけるコロナ経済対策関連の交付金制度が終了したことにより、現時点では活用できうる補助が見当たらない状況でございます。

特に、燃油価格の高騰につきましては、令和2年度には、産業用A重油リットル当たり平均67.09円が、本年1月には97.5円となり、およそ30円の上昇。軽油につきましても、同じくリットル当たりおよそ46円の上昇となっており、漁業活動経費における大変大きな負担要因となっております。

高知県におきましても、令和4年度予算にて、先ほどの交付金を活用し、燃油等高騰対策事業費補助金としまして、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している事業者を対象に、燃油価格差補填時における個人負担の2分の1についての補助をおこなうスキームにより、この燃油高騰に対する支援を実施しております。

こちらの事業につきましても、令和4年度にて事業を終了する予定でございますが、このセーフティーネット構築事業につきましては、町内漁業者の皆さまからの評判も良く、町内漁業経営体の参加において、規模や魚種を問わず幅広く事業の申し込みがなされているため、一定、町内全体を網羅したエネルギー支援策に繋がっているのではないかと考えております。

引き続き、高知県に対しましても、全体を網羅した燃油関連補助事業の必要性をこちらからも訴え、再度の事業実施等につきまして働きかけてまいります。

今後におきまして、まず補助交付金予算原資の確保が大前提とはなりますが、国の追加物価高騰対策として、地方創生臨時交付金の増額とのマスコミ報道も聞こえてきております。こういった面につきまして、いち早く、関係者間での情報共有を図り、迅速に対応できうる制度設計につきまして、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

漁業についても、課題は多岐にわたっておりまして、ひとことで解決できるようなものは少ないわけですが。漁民もですね、行政がどれだけ関与、加入してくれるかによって、心の持ち方、あるいは心のありようが変わるわけですので、ぜひ前向きに、水産振興をいかに図るかという点については、さっきもお答えいただきましたけれども、一層のご尽力を、をお願いしたいわけでございます。

それですね、黒潮町の漁港に水揚げしたくなるような条件整備、その他にもあろうかと思えます。

餌の確保とか、夏場の労務対策。市場施設の改善。また、乗組員に対するさまざまなサービスの充実等々があろうかと考えられますが、こういったことに対するお考えは、どのように、しておられますか。

ちょっと質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

まず、活餌の関係になりますが、佐賀漁港にて水揚げ等々の場合に、佐賀漁港にて実施されております活餌供給機能強化事業につきましては、今までも非常に高い水揚げ促進の効果が発揮できております。町

としましても、ますます事業の方を推進してまいりたいと考えております。

カツオ一本釣り漁業には、生餌としてのイワシが、欠かせないものであります。黒潮町では多くの漁船があり、漁場が近隣に形成された際には、この活餌のメリット、最大限生かしながらの操業が可能となりますので、それに伴い、結果、漁港での水揚げが向上するものと考えております。

喫緊の課題としましては、餌として使用しますカタクチイワシの全国的な不漁に伴う活餌の確保、その声が聞こえてきております。

また、経年の劣化による、現在使用されております蓄養小割の老朽化、そういった面もあげられます。

その中で、蓄養施設、小割施設の老朽化の対策につきましては、令和5年度予算の上程において、小割の水中アンカー一部の施設の更新、修繕、そういったところを高知県の補助事業を活用し、予算が認められれば改修の予定でございます。

また、漁業関係の就業者に関しましては、町全体での取り組み、黒潮町漁業就業支援事業の中で、現在、包括的な対応を進めております。

まず現場、浜の声を聞き、高齢により漁業活動から引かれる方や、事業を手放す方など、そういったことをさまざまな方の考え方をまとめて、今後、新規就業、あるいは後を継がれる方、そういった漁業の承継につなげていく形で、現在進めております。

また、全体的な話としましては、そういったさまざまな課題、そういったところを、高知県、また高知県漁協と連携し、情報共有を進めながら、全体事業の進捗を図ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

さまざまな課題がある中で、私はよく頑張っておられるなあというように思っております。

また県の清水の漁業指導所ですか、あちらからも応援をいただいておりますし、それはありがたいことだなあと思っております。

ただ、一番、数々ある課題の中で、そのカツオに限っていえば、イワシが採れないという情報がやはりずっと入ってきておまして、これはですね、カツオというのは、県魚でもございます。ご承知のように。今も町の魚やなかったかなと、町の魚でしたね。カツオは、そういったことを考えるとですね、それと周辺に対する経済効果を考えていきますと、なかなか影響があるわけでございます。

それで、私のお聞きした範囲では、このイワシについて非常に困っておると、いうことでございますので、これは今に始まったことではない。

私が初めに知り得たのは、平成2年頃やったですか、シンポ、佐賀でやったときにも、イワシが採れないという話が当時からありました。

県外からも来た方からもそういう話がありましたので、ずっとこの問題が引きずってきております。ぜひですね。町長これ、自然界のものでありますので、物がゼロになればそれは採れないということですけど本当にゼロなのか。他にやりようがないのか、あるいはイワシに変わる何かは、できないのか。ここがね県も漁業県です。カツオも県魚。少し、もう少し水産庁の方も、この課題はわかっておりますので、町長これもうちちょっと私たちにもですねおいしいカツオが食べられるように、継続的に。何とか汗をかいていただきたいと思うわけですが、どのようなお考えをお持ちですか、伺います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

主にカツオ漁に関するご質問が中心だったと思うんですけど、まず活餌のこと、先ほど具体的に今年と来年度R5年度に町がそこに支援する新しい制度というのは、活餌供給組合のから要望があつてます小割の整備を県の補助事業でやっています。

そしてこの活餌の業界と申しますか、それはなかなか経験がものをいうようでございます。稚魚とかすぐいってもできない、できにくい。というふうな世界があるようでございますのでそこは、町と活餌供給組合の方と十分協議しながら、その後継者の問題も含めてですね、引き続き協議をしていかなければならないと思っております。

同時に県の方にもですね、活餌の問題は十分訴えておりまして、実際今の浜田知事も直接現場に見に来たこともございます。

近々また、漁業者自身、と一緒にですね、県の方に声を届けるような機会も、作つてますので、引き続き、この活餌の課題。非常にこの黒潮町だけにとつてではなくてですね、県全体のカツオ漁にとって大切なことだということで、声を高くして、言つてまいりたいと思っております。

加えて申しますと、ごく最近国会議員の先生も、入野漁港と佐賀の現場を見ていただきまして、やはりその意見交換の中で、同じような課題を投げかけておるところでございますので、さまざまな角度、そしてもう一ついうと、カツオ県民会議というのもございますので、そちらの方と協働にですね、この高知県のカツオ、黒潮町のカツオを守る、あらゆる努力はこれからも続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

そういうことにお聞きして、大きな期待をして次へ進んでいきたいわけでございますが1点。

冬場の漁業者が多く、操業されておりますウナギの稚魚いますかね。これが今年はなかなか採れないというお話を伺っておりますが。ここらあたりの、採れないことをに対する対策というものがどういふことができるか、私なりにはよくわからない中での質問で申し訳ないですけど。沿岸漁民にとってですね、非常に例えば、アオサノリが採れない。また、今いった、ウナギの稚魚が採れない。他にもいろいろございますが、こういったことに対する、取り組んでいただきたいわけでございますが、何か今年予算の中では何か、そういったことに対する、予算執行上の何か取り組みというのがありますか。

漁民の方は日々の生活がございまして、それを踏まえての、町の姿勢を聞かせていただきたいわけでございますが、よろしく願ひします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられました、例えばウナギの稚魚の不漁、あるいはスジアオノリ等の不漁、そういったかたちの情報、あるいはお話の方は、漁民の方から声を聞いております。

ただ、特にウナギの稚魚につきましてはその正確な数値とか、水揚げ、水揚げというのは、適切じゃな

いかかもしれませんがそういったかたちの数値の方は、現時点では押さえていないため、トータルで見ると県から、うちにデータ的なものがくると思いますが、そういったかたちでの比較というのは、現場の声のみのかたちとなっております。

原因につきましてはマスコミ報道等々でもあるレベルの範囲でしか私どもとらえておりませんが、やはりかなり近年漁獲、そういったかたちが下がってきているのは承知をしております。

議員おっしゃられる、そういった不漁の対策につきまして予算化等々になってきますが、先ほど申されましたかたちでの予算的な措置は、5年度におきまして計上の方はされております。

ただアオノリの関係につきましては、引き続き入野の方で取り組まれている方がおります。

そういったかたちの中で、新漁業を挑戦事業としまして、また、対応の方を、そういった条件を整えましたら、全体の予算の中では計上をしております。

そういったところで、漁民の方の支援については取り組んでいくようなかたちの予算となっております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

黒潮町の目標は6,800人でしたね。その目標を貫徹するために、今踏ん張って、行政、執行に取り組んでいただいておりますが、住民の暮らしは、自分が働いて、その生活の糧を得る。それがすべて元になりますので、ぜひですね、農業も漁業も含めて、住民はここで暮らしていけるという見通しが立てられるような、一次産業の振興について、今後の活躍を期待しておりますので。それはよろしく願いたい。

町民が、それは切望をしておりますので、よろしく願いたい。

それでは次いまして、その3番の環境美化についてでございますが、佐賀、ちょっとですね、今追加をお願いしたいのは佐賀および田野浦。これはちょっと入力漏れがございまして申し訳ございませんが、および、の次にその文言を挿入していただくようお願いいたします。

佐賀および田野浦漁港区域内および港湾区域内の環境美化に取り組むか問います。

私が拝見するに船揚場の船については、大分綺麗になってきたなあと。そのように感じておりますが、その他の区域ですね、ゴミが散乱しております。食べ物を採るための施設ですね漁港というのは、また、食べ物を提供する施設がそこにあるわけです。

魚の評価を高め、よい価格で販売するため、また、観光客を含め、再三来てくださるように美化対策が、私は必要であると考えておりますが、最初のカッコ1番の環境美化に取り組むか、質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ1佐賀漁港区域、および田野浦区域、また港湾区域内の環境美化に取り組むかを問うのご質問にお答えします。

佐賀漁港区域、田野浦漁港区域、また港湾区域内における環境美化全般につきましては、管理を行う幡多土木事務所に問い合わせたところ、清掃作業の実績としまして、漁港並びに港湾区域内にて、年1回以上の清掃を実施しているとの説明でございました。

主な内容としましては、台風時における波浪の影響に伴う漂着木や漂着ゴミの対応を主としており、一

般ゴミや釣り客のゴミ、あるいは長期間放置された漁具など県が管理を行う施設における全体的な美化までには至っておりません。

また、町管理における、入野漁港、浮津漁港、灘漁港、鈴漁港につきましては、漂着ゴミの収集、撤去や、港内の除草作業、樹木の枝打ちなど、年間を通じて実施をしておりますが、その中でも、管理作業が間に合っていない区域もあることは、十分に承知をしております。

近年におきましては、長期間放置されている廃船や不要船の撤去についての取り組みも一定進み、漁港内における沈廃船の不要船の数は全体としては減少をしておりますが、あくまで所有者が不明の場合の船舶が対象であり、泊地全体としての船舶係留における漁港環境整理は、今後の大きな課題のひとつとなっております。

議員おっしゃられる、施設全体としての美化には不十分な面もありますが、県管理漁港施設管理者であります、幡多土木との連携を密にし、町内の漁協各支所ともさまざま情報を共有したうえで、一例として、港内にゴミ捨てに関する注意看板の設置や、また、ゴミの撤去など、今後高地県に対し対応についての要望を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

佐賀漁港につきましては、これ、第3種の漁港でございますので、その利用は全国の方から利用していただくように、もうその使用目的があるわけでございますので。隅々まで、見ていただいて、特に発泡スチロールとか、ビニール類がやっぱり波が持ってきたのか、風が持ってきたのかわかりませんが、私が見て歩いた中にはやはりそういうものが目につきますので、やっぱり隅々まで見ていただくということが必要じゃないかなあと、そのように考えております。

ぜひ食べ物を扱う漁港でございますので、だからよそへ魚を送って、むこうの競りにかかる場合、そのイメージ効果いいですかね、大変綺麗な港から来た商品ですよ。とてもじゃないあそこ行ったらね、そんなこといわれたら困るとかいうようなことがあるいきませんので。その綺麗な食べ物だから、綺麗な施設の中で、預かっていって、有利な販売ができるように。そうすることが、漁民、住民の収入の増加に繋がっていくということでございますので、ぜひ管理役所と、そのへんは連絡を密にさせていただいて、綺麗な環境を維持していただくよう取り組んでもらいたいと。

それからですね、港湾でございますが。港湾はですね、これ私の今いってる港湾は佐賀の港湾なんです、漁民がですよ、大変優良な漁場を明け渡してですね。漁業権を渡して、広く公共のために活用しておりますが、それはね地域住民の生活区域とか、公園区域に接しております。港のもたらすイメージ効果を、向上するための美化対策、これが必要ではないかと考えております。特に、港湾区域の一角には商業区域というものも位置付けされておりますので、その付近に、なかなかゴミが漂着すると。流木などで見ればまだいいな、化学物質ですね、ビニール等々。そのついてまわりますと、商業区域としてのイメージも低下するわけですね。

ここは、県外の車を見ると、県外ナンバーの方も散見されるわけございまして、それを県外ナンバーでおいでの方というのは私が見る限りにおいては、若い男女が多いわけです。

そうなってくると、観光という面から考えてもですね、非常に影響が大きいわけでございます。

このなんか海岸には、町長がお話ありました海岸に、何とかいうちょっと名前を聞き忘れましたが申し

訳ない、環境の美化に対する法もあるようでございますので、そういったものを活用していただくよう、管理する役所が、当町ではございませんが、その住民でございますので。砂浜を含めて、ゴミが散乱しておるといことは、この港というイメージからすると、甚だ離れております。

その港湾そのものが、56号通ってですね、四万十町四万十市の方へも船車が運ばれております。負担金は、当時は佐賀町が払っております。そういうことを踏まえて、ぜひ、環境美化をすることによって、地域のイメージが上がる。観光客もまだ来ていただきやすい、そういう条件を整えていって欲しいと思いますが、お考え、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられました、佐賀港湾区域、いわゆる物揚場の部分と、一部、公園区域で整備された部分の主に、あとは海岸も含めると主に3区域に分かれてくると考えております。

特に物揚場につきましては、現在砂利を置いてそういったかたちの商業経済活動に使われてるところですが、休日にはかなりの釣り客が見えられており、そういったことも踏まえて、一定ゴミがあるという状況は認識しております。

また公園区域の方のいわゆる施設につきましても地形上どうしてもその波が、返し波がくるようなかたちになっておりまして、台風時、波浪時においてはですね、かなりの漂着ごみや流木が散乱するという状況は、毎年のように見られております。

また海岸部につきましても、伊与木川の流末であるため、特に豪雨時の後にはですね、河川から流れてきた漂着木、そういったものが非常に散乱するかたちとなることを確認しております。

それ全体を踏まえまして特に、住民の方のからも声が入りますので、随時、高知県の方の維持管理の担当とは連絡を取るようなかたちとしております。

うちの方、黒潮町と致しましても、経済活動あるいは観光面におきましても、非常に特に佐賀地区の観光面におきましてはポイントと考えるので、今後さらに、県の方と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ちょっと時間なくなりましたが、あそこの鹿島ヶ浦、幡多10景のひとつの鹿島ヶ浦から夜見ますと、大変電気がついてですね。港湾区域とか漁港の方がよく生活者の、夕方の電気によってなんかいいところかなと思える場所なんですね。そういったところですので、昼間も綺麗にさせていただくことが期待されるわけです。

そして、ここはね、毎年6月1日には、環境省の旗振りで、国、県、町が住民に呼びかけて美化活動しておりますので、行政財産としての、この区域の中、施設の中においてはですね、やっぱり率先すりゃ、行政は、美化活動によ、積極的に取り組んでいただくことによって、地域のイメージが良くなる。お客さんも来ていただきやすくなる。綺麗なところで採れた魚やから、もうちょっと実入りがよくなるように、高く売れると、そういったものの波及効果があると思いますので、これはですねもうちょっと、その国、

県にこの6月1日に向けてですね、管理、役所機関がありますので施設の、そこへ先頭に立って関係者から取り組んでくださいよということを強く訴えていただきたいと思うわけですが、これはできませんろかね。

質問します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

先ほど申されました6月1日、環境の日に向けての対応につきまして、佐賀地区の方でもそれぞれ各地域において実施をしているところと考えております。

そういった地域の状況を踏まえまして、こういった県管理施設全般、特に先ほど議員がおっしゃられたことにつきましては、随時、幡多土木事務所の方に、調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは4番の防災について質問致します。

橘川、荷稻、川奥などより下流のニラなどを初めとする農業生産の圃場は、洪水により被災をしております。

また、中流域より下流は、国道56号を始め、町道がときどき浸水し、救急車など通行ができません。伊与木川の治水について、速やかに対策を講ずるべきと考えますが、国および県と、どのような協議をしているか問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、矢野議員の4番カッコ1、伊与木川の治水について、国および県とどのような協議をしているかについて、お答えを致します。

伊与木川の治水につきましては、河川管理者であります高知県に対し、要望書を提出するとともに、現地を確認いただき要望を行っているところです。また、高知県議会産業振興土木委員会に対してもご支援いただくよう要望書を提出しております。

県管理河川の河川断面の検証や流下を阻害する原因を調査いただき、有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除きなど、適切な維持管理に努めていただくようお願いしているところです。

県からは、流下を阻害する土砂の堆積や草の繁茂などの状況を把握するとともに、治水上支障がある異常な埋塞箇所について、必要な対策を講じ適切な維持管理に努めていきます、との回答をいただいております。

また、個別に浚渫（しゅんせつ）や改修の要望を行った箇所につきましても現地調査のうえ、対応の可否を判断するとの回答をいただいております。

治水対策の河川改修と致しましても、令和3年度より藤縄地区で伊与木川左岸の護岸整備を行っていたいております。

また、小黒ノ川地区の伊与木川左岸においても本年度より河川改修事業に着手しており、これらの河川改修により流水の速やかな流下につながるものと思っており、治水対策としての効果を期待するものです。

町と致しましても現在計画されている河川改修が順調に進むよう予算確保をお願いするとともに、町として協力できることは行うことを伝えております。

まずは現在行っている事業箇所を施工いただき、引き続き治水対策に有効な河川改修を行うには、どのような計画が有効であるか協議を進めてまいります。

また、国に対しましては、国道が冠水している事例がありますので、国から県に対しても要望いただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

一通り答弁いただきましたけど、このですね、平成29年1月13日付のですね、公文書、町が発した分ですよ。公職者に対して。伊与木川の危険箇所や脆弱性については今後、高知県とともに、その計画を策定し、河川管理のあり方について検証していきますと記述されております。

ちょっと具体的にはですねそのへんがね、疑問があつてですね。4年の令和4年ですねこれ。これ県に対する要望書に、旧佐賀町の分見ますと、ずっとその橘川、市ノ瀬に関わっておるんですけど、から、河口までの間に、伊与木川に対する、さまざまな苦情いいますかね、困りごと、について改善を求める要望が出ております。

それに対して、県の、この回答を見てもですね、およそ29年1月13日付で発した文書と、何か整合性があるようには感じられない。私には。

だから、これもうちちょっとですね、先の議会でも私質問、今までしたけど、頭首工は退けてくれませんかとかいう話もしたけどそれは、負担金は何だらかんだらいう話で終わっておりますが。その前にですね、基本的に人間がその流域にいるんだ、人間があるんだよね。その人間がそこにある堰のために困っておる。だから人間優先に考えてもらったらわかる話なんですけど、堤防は、堤防やない、堰（せき）は、頭首工は、農業から負担金をもらわないかんとか。そんな答弁をこれまでにしてきましたよ。町長がやったんですよそれ答弁は。

だけど、その負担金というのは、特定の受益者がある場合、その特定の受益者に対して、相当の負担をお願いするという制度のもので、どうしても取らないかんとかいうものではない。特に、伊与木川については、不特定多数の人がいっぱい迷惑被りゆう。

56号が、どこから遠来のお客さまが見えるかわからない。町道についてもそうですよ。浸かりゆう、毎年のように。その間に、病院もいけない。ヘリコプター飛ばすにも電線があつて飛ばせない。命の危険がある状態がそのまま放置されておるといことは、これは納税者側にしたらたまらん話ですね。何のための義務として納税を課せられておるのか。これは公共の福祉のためですよ。

だから、それらを踏まえて、この伊与木川については県が管理責任があるわけです。

堰についても、そういう課題がありますので、町だけの責任ではない。それを設置することは認めた高知県にも責任がある。もともとは年貢を払わないかざったき。江戸時代に大変多くの堰が造られた。年貢を払わざったら、大変な罰があつたわけですよ。ご承知のように。その名残が現在の堰なんですよ。

そういったことを歴史的なことを踏まえて、今、私たちがここで生活しておるわけで、それを、特に水

が浸かって困るというのは我々のさらに先輩方が、足腰が弱った段階で、一層困る。そういったことを念頭に置いて、公共事業に取り組んでいただく、そういう必要がありますね。そのへんを踏まえてですね、町長、今後どのように取り組んでいただけますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

伊与木川の治水の課題についても、繰り返し繰り返し議員からご質問があつてその都度答えてきたところでございます。

やはり一番は管理者の県の方とよく協議しながらさまざまな課題に対応していく必要があろうかと思うんですけど、頭首工の問題につきましても、やはり大きなのは、多額の費用が発生する。そして水利組合の皆さんとの協議が必要。作った後の管理の部分。さまざまな問題がございますし、何よりもそれが一番いい方法なのかどうか、それもやはり検討がまだまだ不十分だと思っておりますので、引き続き、県の方と協議しながら、そして要望も今までも上げておりますけれどもさらに上げながら、住民の皆さまの声を届けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

私ええもんもらいましてね、同僚議員から、先輩議員といたらいいかもわからんけど。これはね、黒潮町の遺跡地図。これはね、県、歴史館とかいう、県の施設の資料というように、私、お聞きしたんですけど。

これは黒潮町ずっとこうあるんですけど、ここにちょうど井ノ岬からずっと北へ上がる線が、大体ここに高い山があつてですね。旧佐賀ではここらへんで谷合に、伊与木川が流れて、それを、その周辺に人々が生活しておる。これ、赤い点がありますが、旧大方町の方が圧倒的に多いですね。

これいかに人間が生きるための環境、条件が整うかどうかゆうがは、これ一目で教えてくれちゃうわけです。縄文からの、遺跡の数ですので、佐賀には10ばあしかない。大方の数えたち数えきれんばあある。これがね、人間が生きる上での厳しさの違いがここにあるわけよ。こちらはね、丸々赤丸に大きいのがあったりしてね。大変暮らしやすい。

これ行政を行うときについてはよね、やっぱりこういうものを見ながら、歴史を振り返っていただくところやっていたかんとよね。合併問題のときにはこういったものは出してやってない。するかせんかが先にたつて。やっぱり急いでやりましたのでその時間はなかったけど、やはりこういったものを振り返りながら、この伊与木川沿いに暮らす人々が、骨折りゆう、大変。東からも日が遅い。そして西からも日が早い。この黒潮町の方一部ですよこの海岸沿いを見ますと、やはり朝日が早いし、今、日はこのぐらいに沈んでますね。

昨年の10月にどうかいうて見たら、逢坂トンネル、あの上におりました。それは6時頃。1日に4時間ぐらいの日照時間が違う。そして、伊与木川は雨が多い、集中豪雨が多い。そういう中で生活してきておりますのでね、私は、取り組み方のスピードの問題です。訴えたいのは。

やってくれようとは思いますが、そこで暮らす人々は、やっぱりその日その日を一生懸命生活しゆうわけ

で。災害、1度水に浸かるとね、床下であっても最近では冷暖房の機械なんかちょっと浸かったらもういけませんのでね。それは税金を払った残りで購入するわけですからそういうものが。そういったことをよくよくご理解いただいて、行政運営をしていただきたいと考えておるわけです。

そこで、こういう自動車道路についてもですね、もう佐賀の方はみんな協力的でごんごんやってくれるような話ばかりなんです、実際は。だけど道、国道がね、良くなる、町道が良くなる、そして林道がつく、土地開発が進むとやっぱね水の出る速度が速くなりまして、この対策に困るわけですね。

だから、私が訴えておるのは特に、最近の雨の降り方を踏まえてですね、この伊与木の改修に一層の力を強調していただきたいと、そんなふうと考えておるわけです。

あと少しになりましたので、もうそろそろ置く時間にもなりますが、そういう多分伊与木川はざっと見てもですね、勾配が大変きつい。3.5から4ぐらいの間にあるかなあと考えております。私の目測では、パーセントがね。だから、こちらとは全然違うんです。水の、川の勾配が。災害の発生する確率も全然違う。多い。伊与木川の方が。

同じように、馬荷の川も似たような川があるんですが、少しこれの緩いかなというふうに考えておりますので、あっちがえいとかこっちが悪いとかいうことはいわれませんのでいいませんが、何となくそういう気がしております。そうはいつて、そちらにも災害が発生しますので、それは抜かりなく、対策を講じていただきたいと思うわけです。

さまざまな条件が違いますので、旧大方、旧佐賀は。そういったところをですね、よくよくお考えいただきたい。旧大方につきましても、ここの裏の山から後ろ側にある地域は、だいたい佐賀と似たような、私は地形やと思って見ております。日照時間が短い。一番は。そのように見ておりますのでぜひ山間僻地においてもですね、目を凝らしていただきたいわけでございます。

これは最後の一般質問の中ですので、ご勘弁いただきたい。

それから、私が思うのはね。町長思ったんですよ。これ、遺跡の数が多い。

縄文の遺跡が語る豊さや。縄文の遺跡が語る豊さや。

私は的を得た歌かなあと。詠み人知らずですよ。

それから、こっちの伊与木川の佐賀の方をいうとね。

耕して天（そら）に届くや芋畑。耕して天（そら）に届くや芋畑。

賢明な松本町長、コロナの最中の就任はご苦労でございました。すべての住民が黒潮町で暮らしてよかった。と、思っただけのまちづくりですね。黒潮町で暮らしてよかったと思っただけのまちづくり。町長補助機関一丸となって、取り組むことをご期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 49分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

それでは通告書にしたがいまいして、一般質問を行わせていただきます。

今回は4項目についてでありますけれども、総論的な内容の質問になりますのでよろしくお願いを致します。

まず、1番目でございますけれども令和5年度当初予算編成の質問でございます。先の12月議会の行政報告要旨で、令和5年度当初予算編成の基本的な考え方として9つの重点項目が示されております。また、本議会の開会日に提案内容等のところで詳しく述べられたところでもございますけれども全体的、と書いてありますけど、総論的なことについて、ご質問を致します。

カッコ1町長に就任し3度目の当初予算編成となりますが、これまで以上に意識した点があるかどうかについて問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野依伸議員の、令和5年度当初予算編成についての町長に就任して3度目の当初予算編成でこれまで以上に、意識した点があるかというご質問にお答え致します。

令和2年10月4日に、黒潮町長に就任し、選挙公約であります危機管理、産業振興、地域福祉、教育人づくりを軸に、町民の命と暮らしを守るため、町政運営に全力を注ぐ決意を述べたところ表明から早、2年5ヶ月ほどが経過致しました。

私が町長に就任した時期は、新型コロナウイルス感染症、第2波と第3波のはざまにあって、今振り返ってみるとコロナ禍の初期の段階でございました。そのため、令和3年度と令和4年度予算は、ワクチン接種などの感染予防対策と生活および経済支援対策等の新型コロナウイルス感染症対策を最優先とするものとならざるをえませんでした。

それに加え、昨年2月にはロシアによるウクライナへの武力侵攻があり円安の中で、燃油物資の高騰が追い打ちをかける大変厳しい社会情勢が続きました。令和5年度当初予算編成方針につきましては、昨年の10月末の執行機関会議でまず示しましたが、その後の状況も踏まえ、国際的に不安定な状況の解消につきましては、いまだ、まだ先が読めませんが、新型コロナウイルス感染症については、政府が、来る5月8日に感染症法上二類から五類へ分類変更する方針を発表したことに象徴されるように、ようやく長いトンネルを抜けられるように感じております。

そこで、令和5年度当初予算編成の最終査定で、これまで以上に意識したのが人が元気、自然が元気、地域が元気の黒潮町を取り戻すことでございます。そのため、令和5年度予算は、アフターコロナを強く意識した積極予算となっております。

すでに、嬉しい兆しの見えているのが、行政報告でも触れましたけれど観光振興部門でのスポーツ合宿です。観光事業は、コロナ禍の中で、最も苦しんだ産業の一つですが、令和4年度は14,600人泊と過去最高の実績見込みとなっております。観光事業は、幅広い産業に普及する産業でございます。この流れをさらに加速化かつ継続させ、地域活性化の起爆剤として活かしていきたいと考えております。

また、各種施策の着実な実行を行うにあたり、一部の行政組織の再編を本議会で提案しているところですが、組織再編を行わない部署においても各種連携を図り、着実な実行となるように、予算執行に努めてまいります。引き続き、町職員の不断の努力により、また、議員の皆さまのお力添えをいただきながら、行政サービスの質の向上と住民福祉の増進に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

松本町長が就任されて、本当にコロナの対策といいますか支援、こういう時期、今まではあったと思います。どこの市町村も全国的にその対応に苦慮された状況であります。一定コロナのこともアフターコロナに向けたウィズコロナに向けた対応をできるような状況が段々とできてきております。

そう言う意味から致しまして今後が特に重要なことになってこようかというふうに思います。そしてこれまで黒潮町として取り組んできた津波想定高 34 メートルの発表以後、本当に緊急的な対応として町全体が一丸と精力的に取り組んできたところがございます。そのことについては、本当に私も敬意を表するし高く評価したいというふうに思っております。

ただこの防災関係におきましてもハードからソフトの面への移行と。で、息の長い今後に向けた防災意識向上、それから防災教育等がまあ行って行かなければならないというふうに思っています。しかしながらこの 3 年間におきますコロナ禍。そして現在の物価高騰によって各種産業、また住民に与える影響というものは、大変厳しいものであります。

今後の町政の活力を図るためには、さまざまな課題があって、そのことは当然のごとく執行部の皆さま、町長以下意識されて取り組みをされてきておるところでは、ございますけれども午前中の矢野昭三さんのご質問の中にもあったけれども、黒潮町の基幹産業というものは、まあ何か。それはもう、一次産業の農林水産業のことが重要になってくるだろうと思います。

もう 1 回、原点回帰したような意識を持ってこの第 1 次産業の振興を図っていくことが、黒潮町の活性化に大きく寄与するものだと思っております。午前中の矢野昭三議員の質問で答弁もあったかと思っておりますけれどもこの第一次産業に対する相対的なお話ですけれど、取り組み今後どうやって取り組んでやっていくかと。

担い手、それから補助制度いろんなものやっておりますけれども、国策的な問題も当然ございますので、一概にこれをやったからといって解決できるような問題ではないんですけれども、黒潮町としてこの基幹産業である一次産業の振興このことについて、町長の今後のお考え方を聞きたいと思っております。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の、再質問にお答え致します。

議員おっしゃったように、当庁の基幹産業は、第一次産業、農林水産業でございます。もちろん、先ほど観光振興事業の事例を出しましたけれど、この基幹産業というのは、最も重要な産業でございます。ただ、一次産業とまた観光事業とあらゆることと連携できるようなまた新たな知恵を使った事業の展開も必要かと思っております。いうまでもなく第一次産業産業は、あらゆる施策を工夫してですね、これからも後継者育成を含めて力強くやって行きたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

まあ一つの例として、一次産業の話しを致しましたけれども、申すべきものでもなく、全ての福祉であ

り、教育であり商工業であり、全てのものが、大切なことは分かっております。その手を打っていかれておるということは十分認識をしておりますけれども、従前から言われておる、この一次産業のことについて、また新たな視点で、次の施策を打っていただくように望むものでございます。そういう希望的なところを述べさせていただいて、この質問は、終わりたいと思います。

次の質問の行財政運営についてへ移ります。平成18年3月に旧大方町と旧佐賀町が合併して早くも16年が経過をしまいいりました。そして、この間における行財政改革の取り組み状況について問うてありますが、これまでの間、町としてどのような取り組みを行ってきたのか、概略的な内容で結構でございますので、答弁の方をお願いを致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、矢野議員のカッコ1、行財政改革の取り組み状況についてのご質問にお答えを致します。

令和5年度の一般会計当初予算を見ますと、依存財源となる国庫支出金等が減額となる中で、前年度より2.2パーセントの増額予算となっております。自主財源となる繰入金や今年度の公債費支出の財政負担となる町債でのみ、収支の調整を行っていることは、将来世代の課題と負担を残すこととなります。そのため限りある財源を有効に活用し、積極的な事業の展開や施策の充実を図ること。そして、慎重な財政運営を行うことの両方のバランス感覚が必要不可欠でございます。

現在、財政運営におきまして、具体的な数値目標を掲げた取り組みは行っておりませんが、予算に係る部分につきましては、各種施策につきまして各課室、それぞれ事業計画協議を行い、事業概要書作成によるKPI重要業績評価指標による事業の精査をし、現年事業の進捗管理や、次年度への課題整理。そして課題に対する施策を提案し、予算に反映させる仕組みを構築しております。

事業施策の実施状況を見るだけでなく、効果、成果、目標達成率に注視するように取り組んでおります。

次に、職員の定数管理につきましては、現在は定員管理計画等の数値目標を定めたものがございませんが、普通会計における職員数は、10年前の平成24年は186人。令和4年では170人となっており、率にしまして8.6パーセント減となっております。黒潮町の人口を見ますと、住基台帳では、平成24年3月31日時点で12,734人。令和4年3月31日時点では10,529人となっており、率にしまして、17.3パーセント減となっております。

このように、人口減少は進んでおりますが、先ほど申し上げましたとおり、予算は大きくなっており、住民ニーズが多様化する中、新規事業等も加わり、業務量も増加しております。こういった状況の中、時代に即した組織編成を行いながら、DXデジタルトランスフォーメーションの推進等によりまして、事務効率の向上を図っているところでございます。

厳しい財政状況下におきまして、行政サービスの質の向上と住民福祉の増進に努めるため、必要に応じて、町の適した行財政改革を行わなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

平成の大合併があつて黒潮町も2町が一つになったわけでございます。その合併の意義、今も現在も課題はありますけれども、合併の目的いうものもあつてそれを進めてきた。例えば、財政運営とか人的なこ

と。これも大きな課題の一つ。取り組みの大きな目的であったと思います。

それから黒潮町の財政的な基盤をみておる中で、よく基金なんかの額も今までの能力財政運営の中で比較的基金も確保しておるといふか、積み立てておるといふふうに思います。今回の当初予算につきましては、国の支援の額も減少する中、今まで取り崩した基金を有効に活用して、運営をしていこうというふうなお話だったと思います。

今後のことですね。今までそういう取り組みをしてきた、それなりの成果があり、課題もあるわけですが、今後、町としてさらにそのあたりも進めて、継続的に進めていかなければならないだろうとは思いますが、その今後の課題点、あるいは、今後の行財政運営をどのように考え方を持って進めていくのか、先ほどのご答弁の中にも若干ありましたけれども、改めてまたそのところをお願いを致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、再質問にお答え致します。

やはり先ほど申しましたように、財政と、そして、支出、財政の中では、収入と支出、しっかりとバランスを取っていく必要があるというふうにも感じております。ただ、この厳しい状況下において、基金だけを見ていくということではなくて、必要な時にはしっかりと使っていくと、いうような、住民の生活に目線を置いた財政運営必要であろうというふうにも考えておりますし、今回、町長も申しあげましたとおり、積極的予算を、こういう時に組ませさせていただいております。

そういったことも含めましてしっかりと将来を見据えながら、財政管理をしていくということが、必要であろうと。そして、それぞれ、その時その時、毎年財政シミュレーションもやっておりますので、そういったことを先を見越した数字もしっかりと押さえながら取り組んでまいりたいと思います。

また、多く占める人件費につきましても、職員の業務量等もDX（ディーエックス）等で軽減を図りながら、事務効率の向上を図ると。そういったことが、ひいては、住民サービスの向上につながるというふうにも考えております。

また、人口が今後も引き続き、減少していく傾向にあるかと思っております。そういった中では、やはり一定職員の減少ということも、考えなくてはならないというふうにも考えております。そういったこと、職員のこともですね、含めて、業務のあり方、やり方も一緒にですね、改革をしながら、今後も進めてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

合併による財政的な優遇措置も終わって、その中で行財政改革も取り組んできたということでもあります。そのことは当然やっていかなければならないし、その成果も一定表れてきておるのじゃないかというふうには思います。

今も副町長が言われましたように、住民のニーズ、要望というのも時代時代で、もう変化してまいります。

特に今日の少子高齢化、人口減少の時代におきましては、一段とその内容が複雑、多様化しておるとい

ふうにも思っております。日々の生活していく上での身近な要望、ごみの問題であったり移動の問題であったり、そういうことから、10年先を見据えた施策の展開、この両刀があろうかと思えます。さらに住民の思いを意識し尊重した中で、今後も行財政運営に取り組んでいただきたいというふうに思えます。

それから次に移ります。カッコ2のデジタル化の取り組みについてでございます。先ほど、副町長の方からも答弁の中でありましたけれども、この取り組み、町では、昨年の11月に黒潮町デジタル化推進計画というものが策定をされております。ホームページを見的过程中で、計画が作られておるということを知りました。

報道等でも国の方も、このデジタル化についての推進を進めております。そういうことは住民も私も耳にはするんですけども、このデジタル化っていうものが本当にどういうふうに今後進んでいくのか。

まず、この計画の目的、そして、いろいろ取り組み内容はあるわけでございますけれども、住民に対する行政サービスの取り組み、そこらについて今後どのように、この計画に基づいて取り組んでいくのかをまず、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

矢野議員のデジタル化の取り組みについての、ご質問にお答えをさせていただきます。

現在の取り組みについて、体制、方向性、実行、展開の4要素で、説明をさせていただきます。初めに、デジタル化を進めるために、取った体制についてでございます。推進の責任者となるCIO（シーアイオー）を、最高情報責任者ですけども、それを副町長を位置付けまして、令和4年5月から外部より常駐1名をデジタル専門人材として派遣を受け、副町長の補佐役となる、CIO補佐官の業務に当たっていただいているところでございます。

加えまして、本年度より担当係として企画調整室にデジタル推進係を新設し、この体制を中心に、庁内横断組織として、全科室から選抜した職員18名で構成します、デジタル化推進委員会を設置しデジタル化に向けた学習やスタッフの検討を行っております。

次に、取り組みの方向性につきましては、総務省の定める自治体DX推進計画等を参考に、当町における具体的な実施計画となる黒潮町デジタル化推進計画を、令和4年11月に策定したところでございます。

計画の実行につきましては、デジタル化に向けた職員の意識改革として位置付けた勉強会、自治体DXの重点取り組み事項に対する取り組みやデジタル機器の操作のサポート強化についての取り組みを進めているところでございます。

次年度以降の展開としましては、策定したデジタル化推進計画に沿って、引き続き庁内のデジタル化を推進するとともに、新たに町の課題に対するデジタル的なアプローチを具体化するために、ニーズ調査等を実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

この推進計画みておっても、今からの世界の進む内容かなど。今からの内容で今までの取り組みっていうのを基本的には、無いとは言いませんけれども今からやって行きます。先々に向けてやっていきます。今議会にもありました、コンビニでの住民票、あるいは印鑑登録そのこともこの中の一つに入っておるか

などは、いうふうに思うわけですがけれども。

このデジタル化、情報化時代で、パソコンが導入された時や便利さは分かるけれども、それを使いこなしていくっていうか、それをマスターしていくまでに、職員の皆さんがたにおいても、時間がかかる内容もあろうかと思えます。

そういう窓口のオンライン化によって事務の効率、住民に対するサービスも減少されてくるところもあろうかと思えますけれども、役場庁内でこのことを進めることによって町内の行政の事務事業や、あるいは一概にすっとはいかないんだらうとは思ってますけれども、このことを進めることによって職員の人的なことについてはどのように変化をしていくことを描いておるのか、いうところをちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

ここで少しデジタル化とDXについてのちょっと違いを、ご説明させていただきたいと思えます。概略的に言いますと、デジタル化は改善でございます。その中で、業務の一部をIT化することで、課題に対して、直接的な解決を図るといったところございます。

一方、DXに関しては、改善というより改革でございます。その中では、デジタル技術の活用で、行政自体が担うサービスの改良とか、住民ニーズを把握して、システム導入等により住民生活の向上を実現させる新たな施策を実現していくといったところで、デジタル化をしていくことでそれを広げていって、ひいては住民生活の向上につなげていく。そういったところを進めていきたいというところでございます。

ただ、それを進めていくにあたって、デジタル化に関しては、先ほど言いましたように、直接的な対策でございますので、対処的な処置をすれば対応できていくわけですが、これから難しいのは、それをどのように、あらゆる産業であったりとか、町民の福祉、そういったところに広げていっていかかといったところが、かなりいろいろなことを考えながらしていかななくてはならないところなので、そこは今後進めていくといったところは、これからの町の方向だと思っております。

その中で、1つIT化に関しましては、職員の負担軽減、いったところにも当然つながってきます。

そこで、今年度は、RPAというシステムを導入致しました。

このRPAというものは、これまで、多くの時間をかけていた、定型的な繰り返しの作業、それが人で行っていたものを、庁内4業務に、このシステムを導入するようにしました。この業務に関しては、効果検証も行っていて、業務時間の縮減についても、確認をしているところでございます。

そうしたものを、庁内にも今後、来年度も、こういった業務に、こういったものが使えるかといったようなことも、検証し、また洗い出しをしながら、職員の負担軽減にもつなげていって、それが直接的に職員が変わらなくてはならない。業務の方に傾注できるといったことも出てくるかと思えますのでそういったことを進めながら、今後もIT化、デジタル化、DX化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

私も勉強不足なところがあって、その違いというのを聞きよるようで、うん、そうかと思うぐらいです。

言葉はすごく国の方も積極的にこういうものに対して取り組んで行っておりますし、また時代的な流れかなと思います。それとともに、庁内でこの計画は作られてはおりますけれども、これについて、内容なんかの周知とか、あるいは、いろんなこと当然行っていくべきだろうかなというふうに思います。

まして、横文字等になると何のことだよというような話にもなりますし、私自身もそうでございます。また、どっかの中で、そういうものたてりの、事業の説明とか計画の説明とかいうのを、いただけたらうれしいかなというふうに思います。

なかなかちょっと住民の方も、特に分かりにくい、良いことはやりようがやけど、先々のこともあるし、そういう専門的な言葉も入ってきますので、機会を通じてですね、そういうことの周知の方をよろしくお願いを致します。

次の質問に入ります。

3番目の、広域的な事務事業の推進を図るべきではないかについてでございます。この行財政運営についての質問につきましては、私の思いとしては、このところでありまして、1番と2番のことについて質問をさせていただきました。1番目の副町長からの答弁であったように、合併後、人的なものも削減をしながら、今日まで来た。ただ、住民のニーズっていうものは特に多種多様で複雑化もしております。それに関わる職員も、大変な業務を当然しなければならないことなんですけれども、いろいろと多岐にわたることから、大変だろうというふうに思っております。

そこで、この広域化のことでございますけれども、現時点におきましても、幡多6市町村での取り組みとして、ゴミの処理の問題、税の徴収および滞納整理、消費生活に関する取り組み、また四万十市との葬祭場の運営など、様々な分野で共同事務処理を行ってきております。さらに、今年度から、本年4月からスタートしました。幡多地域森づくり推進事業センターの取り組みもございます。

また、観光事業や高規格道路の推進なども、もう一体となって幡多は一つだという合言葉をもとにして取り組んできております。それなりの大きな成果が出てきておると思います。しかしながら、コミュニティ人口が減少する中において、あるいは、先ほど申しました、財源的な財政的な問題も含めて、各自治体が苦勞してるとか、人口が減少することによって自治体の力も、弱体化と言ったら大げさかもしれませんが、なかなかそれは厳しいものができている。

そういうことから、さらなる広域化の取り組みができないものだろうか。私も今これというのは、1つぐらいは思うところがあるのですけれども、今後、やっぱりそういうことを進めていかないと、それは各市町村も同じ思いをしているんです。

ただ、その事業をやる上においては、調整とかいろんなこともありますけれども、このさらなる広域の取り組みの必要性についての町の考えを、聞きます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の広域的な事務事業の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

広域行政につきましては、幡多地域の3市2町1村の地方公共団体で、組織されました幡多広域市町村圏域事務組合が存在しています。廃棄物、処理施設の管理運営や、市町村税等の徴収および滞納整理に関する事務。消費生活センターの運営など、一部の事務を共同処理することを目的に組織されています。

今後ごみ処理などを含め、引き続き共同運営をしていくとともに、多様化する行政課題に対応するため、近隣市町村との連携や調整を図り、より効率的かつ効果的な広域行政体制の充実に努めてまいります。

その他の事務事業に関しましては、幡多広域市町村圏事務組合では、新たに共同処理する事務の検討手順が示されております。

構成市町村により、提案のあった事務を検討する体制が整えられているところでございますが、現在のところ、新たな事務についての具体的な提案は上がってきてないところでございます。しかしながら、それぞれの自治体が団体で運営していくことが難しい業務や、広域で進める方が効率的な事務もあると思っております。

今後は、検討組織として位置付けられています企画部門、幹事会等により、各市町村の状況を把握しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

幡多広域の市町村圏事務組合の中でも、そういう、まず土台といえますか、協議をしていける場合は、もう当然企画部門においてできておるわけです。具体的に何がっていうところを、今後、6市町村が話し合った中での共通課題について取り組めることをやっていかないかなんだろうというふうに思います。

これも事務処理の問題と、それから連携してそれを推進していく事業といえますか、そういうものがあるかと思えます。人的なことから言えば、事務処理をして今、黒潮町もやられておる四万十市も、宿毛もやられておる事務処理の共同化。これも大きな職員体制のことからすれば、メリットがあって、併せて事業の一体化となった事業の取り組み、その中で、一体化となった取り組みの中でも私が一つ思うところがあるのは、ゼロカーボンシティの問題でございます。

先だっっての、高知新聞を見ておりますと大月町さんが宣言をしますということの記事が載っておったわけでございます。このことによって、幡多6市町村、その宣言をしたというふうに私は認識をしております。この取り組みってというのは、今後の問題であって先々の問題であるんですけども、産業を今までいろんな取り組みして、いろんな支援のやり方をやっているけれども、なかなか難しい面がある。

それが新たな産業等につながる、ここで私は希望を持つわけでございます。そういう意味からして、この幡多が、大月町さんがそれが整ったならば、それぞれが個別的な目標、事業も構えて取り組んでいくんだろうとは、思うんですけども、それはもう基本的な大項目から言えばもうすべて共通しておると。

やり方の問題で、例えば省エネ住宅に対する支援であるとかいうような個別的な事業はあったとしても、取り組んでいくってということに関しては、共通してるんだらうと。このことが、前にも申しましたけれども、九州の方で、広域でそれをやられておるところがございます。

そういうことからすれば、この幡多6市町村でやることもとも1つの意味があるんじゃないかというふうに私はずっと思ってきたところでございます。それらも協議、これは私の提案みたいな話ですけども、それらも1つの協議っていうか、話し合っただけならばというふうに私の、希望的な観測でございます。

今のところは町として、これを例えば、たたき台に上げてみようかというような項目は今のところ持ち合わせてはないんですよ、案としてはないんですよ。

無いですかね、町長、ありませんかね。

ありませんか。

（町長から「ない」との発言あり）

そういうことでございますので、担当部門の企画部門が、そろって話すことは、あるわけですけども、

これは、6市町の首長さんのものの考え方が柱になってきますので、この広域化について、町長の考え方というか、どういう考え方を持たれておるかをちょっと述べていただければと思うんです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、矢野議員の方から広域の取り組みの中の1つ提案いただきましたが、カーボンシティの幡多の共通の取り組み。これは、実は私は今、提案等していただいて初めて、はっとした状況でございますけれど。今のところですね、具体的に黒潮町として幡多広域のテーブルに上げるところまで、庁内で議論ができていないんですけど。今、議員おっしゃられたように様々なアイディアは、あると思うんですね。

例えば、包括的施設管理といって、橋なんかの共同管理ですね。市町村で、それぞれ管理しなければいけない橋がたくさんあるわけでございますけれど、そういう施設管理の問題。例えば上水道、下水道も含めてですね、様々な広域でやった方がいいんじゃないかというふうなアイディアは、おそらくどの自治体でもあるんじゃないかと思うんです。

そういうことも考えることから始めて、そして幡多の方でそういう検討する手続きの場所があるわけですから、そちらで再度提案をもんでもらう。できるだけ有効なものは具体化していく。私は今から行政運営に対して、人口減の時代になるときにですね。常にそういう工夫をしていくことは、非常に大事ではないかと思っております。

それと今、議員おっしゃられた提案を参考にしながらですね、様々なアイディアをこちらの方でも考え、そして、できるだけ具体化に向けたような手順で、できることは提案もしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

ぜひとも可能性について協議をして、もしそれが実行できるような話になればそれは各自治体にとってメリットがあろうかと思っておりますので、そのことも踏まえて今後、広域的なお話もしていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。次の3番、防災対策でございます。この内容につきましては、私ちょっと確認的なものでありますので、簡潔に質問を致します。

カッコ1、土砂災害による自主避難計画の進捗状況について問う、でありますけれども、コロナ禍の中、ワークショップの延期等によって策定が遅れているということではございましたが、策定はできたのか。全地域、町内ですね。また、各地域でワークショップを行う中で、様々な意見が出されたものと想定をしますけれども、先に計画を策定した地域への参考になるような意見等はなかったのかについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員のカッコ1、土砂災害による自主避難計画の進捗状況についてのご質問にお答え致します。

土砂災害による自主避難計画の作成につきましては、東京大学大学院の片田敏孝教授、京都大学防災研究所の矢守克也教授のご協力を得ながら、洪水や土砂災害の恐れのある町内 51 地区を対象として、平成 30 年度からワークショップや避難訓練を行い、その結果に基づき、それぞれの地区での避難のルール、いつ、どこに避難するのかなどを記載した自主避難計画を作成してきました。

自主避難計画の進捗状況につきましては、昨年度、令和 3 年度までに、佐賀地域 17 地区、大方地域 20 地区が作成済みであり、今年度、佐賀地域に 10 地区、大方地域 4 地区についても作成済みとなり、今年度で洪水や土砂災害の恐れがある地区での取り組みは完了致しました。

その中で先に作成した地区への参考となるものはないかとのことでしたが、これは 1 例を申し上げますと、これは避難のタイミングになっているわけではございませんが、自主避難計画を作成するワークショップの中で、上流の地区からの情報を、下流の地区へ伝えることも大事やね、というようなご意見もありました。

上流で、いつもと違う現象が起こっているならば、それはやがて下流にも発生する現象の可能性もあることから、大切な情報のやりとりだなと思ったことでした。また、多くの地区が何ミリという雨量等を目安にする中、ある地区では、屋根の水が雨樋を通らずに落ちてきた場合といったように、見た目ですぐに判断できる分かりやすい基準を設けている地区もありました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

本当は、質問通告後に、全員協議会の中で、最上位計画の中でもう出来ておるといふこと、後で知りましたので、通告後でありましたので、もうそのまま質問をさせていただきました。

町内これで 53 地域、すべてのところで、計画ができたということでございますので、1 つこれに基づいて今後やっていけるだろうというふうに思いますので、良かったと感じました。次に移ります。

避難所開設について問う、でございます。避難所の開設にあたっていろいろあるかと思うんですけども、この避難所の開設時の判断とか、住民への周知であるとか、というようなところはどのように行っておるのか。改めてお聞きをしたいと思っております。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員のカッコ 2、避難所開設についてのご質問にお答え致します。

台風接近等による避難所の開設については、黒潮町に台風による影響が出ると予測される時間帯から逆算し、安全に避難できる時間帯に高齢者等避難を発令することとしています。その際には、避難所も同時に開設できるよう、避難情報を発令する前から準備を行っております。

台風等の場合、町が開設する避難所、最大 16 箇所の職員配置を行い、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策等の実施、事前準備を行います。併せて、町が開設する避難所の無い地区の区長様に、集会所等を避難所として開設いただくよう、電話連絡を行っております。

また、豪雨等により浸水、土砂災害の危険が高まった場合は、危険な地区を絞り、対象地区に避難指示等の避難情報を発令します。その際にも、避難情報を発令する、該当地区長様へは、集会所等も避難所として開けていただくよう、電話連絡を致しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

役場が開設する、避難所以外のところについても、各地区長の方に連絡がされておると、いうふうにご答弁があったわけですが、私の誤解というか、聞き間違いっていうかそういう面があるかもしれないんですけども、告知端末で高齢者等の避難所の開設の放送を聞きました。何回か聞いております。

その時にその役場が開設をするところ以外はどうするんだよってというふうに思ったことが、2回程度ございました。連絡を私の思い違いかもしれませんが、高齢者は、どこの地域にもおいでるわけであって、その町の開設を致しますよ。この何箇所についてやって、合わせて、その他の地域に対する周知ですよ。

併せてやっていただくような個別的な事案も出てくると思います。地域に集中的に豪雨が、例えば黒潮町であったとしても東西によって違うわけでございますので、あれなんですけれども。できる、一緒の時にできる方も状況もあると思うんです。

で、やられておるって言われたんですけど、私も自分がそんなふうにならなくて過去から思ってますので、誤解があるかもしれませんが、それはされておるがですよ。

もしされてなかったら、されておってもいいです。

もうそれ以上、私も否定はできませんけど、どうもそのところが違うようなニュアンスが私にはあるんですけど、そのあたりどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

先にも答弁しましたとおり、町が開設する避難所以外のところは、区長様に集会所等を避難所として開設いただくようお願いし、その後、高齢者等避難の発令に合わせて町が開設する避難所はどこそこと、どこそですよというお知らせ。それ以外の箇所につきましては、各地区の区長様に、失礼しました。

集会所等を避難所として開設している場合があるので、各地区の区長さんにお問い合わせくださいというように一括したというか、少し分かりにくいマイク放送になっていたのかもしれませんが。

住民の方にとっては分かりにくい部分があったかもしれませんが、その辺の放送の仕方、ちょっと放送する時間に制限等があるので、細かいところまでは、なかなか一つ一つお伝えすることができないかもしれませんが、住民の皆さま、それから区長さまへの連絡方法、周知の仕方、そちらについては、改善する余地があるならば、そこは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

もう1回その辺りチェックをしていただけませんか。なぜこれほどしつこいかというと、私が逆に役場の方にお電話して自分たちはどうしたらいいんですか。当然、開けていきよるんですけども、自分たちはどうしたらいいんだっていう、思ったことがあります。

そういう意味で、お電話を連絡させていただいたこともありますので、その辺りもまた再チェックをしていただくように、改善もし改善するところがあるならば、ひとつよろしく願いを致します。

次に移ります。この情報提供3番目の、情報提供でございます。この質問は、もう過去にも関連含めて3回程度、私、させていただいております。この内容は、地域の降雨量の状況と、私の提案では告知端末と連携させて、その状況を地域的に触れることができないかということを繰り返してまいりました。

なかなか厳しさも、あるいはやってくれるかな、検討してくれるかな思ったら、県の方にはお話しした時にはちょっと難しいとかいうようなご答弁もいただきました。なぜこれをするかと言うたら、デジタル化という中でこのことがありましたので、しつこいようでございますけれども、改めて、再度質問をさせていただきます。

こういうことができないのか。先ほど課長からの答弁の中にもありましたけれども、他地区でのお話の中での、上流から下流への話。それから、黒潮町は、前にも申しましたけれども、稜線から河口までの距離というものが短いわけでございます。奥で降った時には、河口までの、そんな四万十川の100何十キロという時間が何時間かけてという、状況ではございません。

そういうことからしてその地域に雨の降っておる所だけではなくて、下流域に対しても、そのことは情報提供ができるんだらうということできずと質問をさせていただきました。もう一度、そのことについてお聞きしますので、ご答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員のカッコ3、情報提供についてのご質問にお答え致します。

自主避難計画の中にも、雨量を避難のきっかけにしている地区も多くあることから、雨量計と告知端末との連携による雨量のお知らせは、一定の効果があると考えております。雨量計と告知端末との連携は、技術的には可能であると確認しております。

現在においては、告知端末との連携だけでなく、デジタルトランスフォーメーションの推進等を図り、スマートフォン等との連携により、どこにいても受け取れる仕組みもできるのではないかと考えております。

一方で、気象庁、高知県、町が様々な気象情報や避難情報を発表発令している中で、新たに雨量の情報も加わることになれば、住民の皆さんが情報過多になり、混乱する状況も考えられるため、運用にあたっては、情報の整備と雨量により、住民の避難行動が、どの程度変わってくるのかを検討、検証することが必要と考えております。

今後は、これまでの気象情報や避難情報に加え、告知端末による雨量のお知らせをどう運用していくのかの整備にデジタルトランスフォーメーションの推進による、スマートフォン等への展開も加えた雨量計の活用の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

繰返しませんが、情報っていうのは、リアルでなければならぬというふうに考えます。スマートフォンを使ってやることも、また可能でもあろうし、そういうものも含めて、またご検討していただ

ればと思うんですけども。スマホも、人によって、使えない、情報を得れないという話も、あろうかと思えます。

気象庁の方では昨年の6月から例えば線状降水帯の予測に向けた取り組みを始めております。

始めたところでやっぺ的中率も低いわけですけども、2年後の令和6年には、都道府県単位、11年には町村単位で情報を発するように、やっぺいこうという目標は持たれております。で、台風であるとか線状降水帯であるとかいうようなものの、まずそういう発生がするということは、そういうところから私は、得たらいいと思う。しかし、地域によって豪雨の場合は、違いがございますんでそういうこととして、やっぺ意識づけっていうことをずっと私は思っております、両方をうまく使う。で、避難の目安を作られてる。ワンカップを。

一つの例でございますけれども、一昨年でしたかね、朝、御坊畑、町長のところの前の県道らあが浸かった。あの時私も、朝の6時か7時ごろなんですよ、雨強いわと思っておりました。しかし、下流の御坊畑、一つの例でございますけれども、御坊畑地域においては、そういう状況になっておると。

その後、避難所を開設って思って、私、動きました。そしたら町道のところが、もう浸水をしておりました。こういうことは、私、60歳ちょっとなんですけど当然見たこともないし、80何歳の方もこんながは始めてだと。中馬荷のところにお宮がございましてそこはもう溢れて流れておる。町道は、浸かっている。谷からつんつきよるというような状況で本当の一瞬で、ありました。

そういうことを起こっているということはわかったとしても、今自分たちが作っている目安に対して、どうなんだってというのはなかなか感覚的に分かりにくいという。強う降りよるねやと。一瞬の間の中でそんなになってくるということもありますので、その情報の提供、リアルな情報の提供というのがあります。

ふといお金を使って、やらなくてもできるだろうという、私は勝手に思っています。モデルは、この黒潮町内のところで、伊与木川も先ほど、矢野昭三議員も言われましたように、もうどこの河川だってあるわけであって、どっかでそういうモデルを一つ実験的にやられたらどうかなというふうに思って、この質問を致しました。もう時間が不足して、もう次の質問に移ります。

4番目の、住宅整備についてでございます。

これも私が、4年前に初めてこの場に立たせていただいた、令和元年の6月議会で一般質問で今も弁は流暢ではございませんけれども、させていただきます。その時の観点というのは、町内の人口の流出抑制の一環として、思って質問をさせていただきます。

その時は、答弁では、ちょっと前置きが長くなりますけれども、その時の答弁では人口流出抑制のための住宅地整備計画は持っていないだと。必要性は感じるが喫緊の関連として公営住宅の耐震化等を優先して取り組むと。その後、令和2年の10月におきまして、安全な住宅形成の事業化に向けて取り組むということ、現町長が表明をされまして、入野地区の住宅造成計画案が示され、現在、地区説明会等々が行われているというふうに思っております。

ただいろんな課題をクリアしなければならない。これは10年先を見通した大きな黒潮町の計画であると。また佐賀地域におきまして、住宅高台へのということももう先輩議員も同僚議員もおっしゃられて質問されておりますけど、これも佐賀地域としては必要なことであろうと。

ただ、直接的な造成計画ではございませんけれども、事前復興まちづくり計画協議等の中で、そのことも検討されていくものだろうというふうに思って理解をしております。

その中で今回の小規模住宅造成についてのご質問なんですけれども、このことについて、令和2年の10月の議会におきまして、その小規模住宅地の造成の必要性についての質問で、必要性は感じており、財

政シミュレーション等を行い、検討もしていきたいんだというご答弁があったんですけど、その後どのように検討されたかをお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、小規模住宅地整備の取り組みの必要性についてお答え致します。

小規模な住宅地の整備についての必要性はあるとの認識で、これまでのご質問でもお答えをさせていただいているところです。整備計画を進めるとしても、浸水地域への、宅地整備ということになりませんので、浸水区域以外、または高台への計画になるとの考えになると考えますが、具体的に取り組みを進めている段階とはなっておりません。

しかしながら、現在でも、被災しない場所への住宅建設地が少ないため、町外へ転出する若い家族がおられるとの情報もあり、大変危惧しているところでございます。現在進めております高規格道路の発生土を利用した入野地区宅地造成事業がでございます。

この事業を、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

まずの取り組み、それはそれでも、大いに結構だろうと思います。私もこの小規模住宅、小規模住宅と申しますけれども、どれだけの需要があって、どれだけの効果があるのか。ただ、想いだけでご質問もさせてはもらっておるんですけども、やっぱり、若い者が住んでいただく、町の活性化を図っていくにはやっぱり人が住まないかん。これは当たり前のことだというふうに思っております。

ただただ若い方が、宅地がたまたま条件的に、隣の四万十市なんか流れて住宅を建てられておると、こういう現状を見た時には何かができないんだろうか。大きな大規模なことを、これは大きな費用もかかるし時間もかかるし、課題も太くなってくる。小ちゃかったらその課題が少ないかっていう、そうでもないんだろうと思ってますんで。その時に行政だけがそのことを進めていくのか、あるいは、民間的な力がたの力とセットになって行っていくのか。

で、まず、やれやれって言ってもいきませんので、私がここで提案をさせていただくといいですか、提案というほどでもないんですけども、やっぱりそういうことの勉強会とか何とかそんなところから始めていく、あるいは、その始めるにあたっては、例えば、民間団体の皆さま方と、協議をしていくか意見交換をしていくってそういうことが本当に実際可能性があるのかどうなのかというようなところから入っていただければというふうに思うところです。

ぜひともそういうような取り組みをして、簡単にはできないということは重々承知の上ですけども、そういうことを思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員の方から提案をいただきましたが、町内において、浸水区域外とか、土砂災害区域外、の候補地等の調査などもまだできていないような状況でございます。

その状況を調査するとか、各地区の区長様へ、そういうお願いもしながら、検討をしていけたらと考えております。農地においても、荒廃地が多く存在している地域もあると思いますので、そういうところも関係部署と連携をし、広い視野で協議を進めていけられたらと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

簡単にできる話ではないということは重々承知の上で、議員としての任期がきました。先ほど言うた、防災の話、情報の話、人口を抑制のこと、何らかができないんだろうかという思いが、この4年間の中でいっぱいあるんですけれども、何か言いたい。質問してみたいという思いで、今回させていただきました。

いろいろと課題が多い内容でございますけれども、すべて町政のことについてもいっぱい課題がございますけれども、ひとつ精力的に取り組んでいただきたいというふうに思いまして、これで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩します。

休 憩 14時 37分

再 開 14時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

5 番（濱村美香君）

この3月13日からマスク着用は個人の判断になりました。

3年間のマスク生活に慣れ過ぎていて、いざ外すとすると気恥ずかしいような思いがします。

これからは、人が密集しない場所においては、マスクを外し、たくさんきれいな空気、酸素を取り込んで、自己の免疫力を高めるという意味においては、やっとマスクをはずせる時が来たかと、安堵をしています。

早速ですが本日は、通告書に基づき、三つの項目について、要点を絞って、四つの質問をさせていただきます。

初めに中学校教育について質問致します。

昨年5月スポーツ庁有識者会議で、公立中学校の部活動において地域移行の方向性が示されました。

全国的に部活動が地域移行される流れとなってきています。

カッコ1、佐賀中学校、大方中学校、二つの中学校における地域移行の考え方を問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、濱村議員の中学校の部活動の地域移行に関する取り組みにつきまして、まず、当町のこれまでの経過をご説明致したいと思います。

令和3年度後半から運動部活動の総合型地域スポーツクラブ等への地域移行の動きが活発化してきたことから、当町では、新年度に入りますとすぐに、地域移行の背景と当町の状況を目指す地域クラブの姿、想定される課題、具体的な推進イメージについて、事務局内において整理を致しました。

その後、5月には、両中学校から運動部活動の地域化に関する意見聴取を行い、現状の把握と学校現場における考え方をお聞きをしたところであります。

その後、6月6日にスポーツ庁より、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が出されたところから、再度事務局内で、基本的考え方や方針について整理を進めました。

さらに8月9日には、文化庁より文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が出されましたが、運動部活動については、国は令和5年度から7年度を改革集中期間として少なくとも休日には完全な地域移行を目指すという方針が出されました。

当町としては、これらに対応すべく、部活動の地域移行に関する協議会を組織し、10月18日に第1回目の会議を開催し、第2回目の会議を今月28日に開催をする予定になっております。

部活動に関しましては、生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するとともに、自主性の育成にも寄与すること、人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的効果が高いこと、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心を醸成すること、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって、豊かなスポーツライフを継続する資質能力の育成や体力の向上や健康の増進に寄与することなど、その意義は高いものがありますが、一方で、少子化による児童生徒数の減少の加速化により、部活動が持続できないことの地域間格差が生じていること、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっていることなど、現代的課題も大きく、部活動そのものの継続が困難になりつつあります。

部活動の意義を残しつつ、課題を解決するためには、これまで学校が担ってきた部活動を地域に移行していくことは避けられないと思いますので、しっかりした考え方と仕組みを持って、その対応をする必要があると思っております。

そのため当町では、中学校部活動の地域移行にとどまらず、少子化の中でも、将来にわたり、子どもたちがスポーツ文化に継続して親しむことができる機会を確保すること。

適正なガバナンスを確保したスポーツ文化団体等が組織され、意欲のある教師を含め、専門性を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で生徒が複数種目を選択し、参加するなど、多様な活動も提供されること。

中学生にとどまらず、多様な世代が参加する地域のスポーツ文化環境の充実を図る機会にしていくこと、すべての人が自発的にスポーツ文化に取り組んで、自己実現を図り、スポーツ文化の力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い社会をつくることなどを目指す姿として、今後の計画立案をしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

これまでの経過が、具体的に分かりましたけれども、今後の方向性としては、第2回、第3回と回を重ねて地域移行について具体的に方向性を決めていくという考えでいいかという点と、あと、地域移行にな

った際に学校と離れてしまう、その時の活動費の負担とか、あと、保護者の移送の負担だとか、そういうことについても現在の時点で、教育委員会としては何かこう心配していることや検討している点はありませんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

来年度というか、もうすでに始まっておりますけれども、今年度筑波大学等々が中心になりまして、部活動の地域移行を全面サポートをしてくれるチャレンジシティというものの公募がございました。

それに提案をさせていただきましたところ、その支援箇所に向町を選んでいただくことができました。

このチャレンジシティにつきましては、今言いましたように筑波大学とか読売新聞とかスポーツ関係の企業が中心になって、運動部活動の地域連携やスポーツクラブ活動の移行に向けた環境の一体的な整備への取り組み全般に対するアドバイスということになっております。

これから1年間かけまして、アドバイスだけではなくて、教職員等への各種研修会、あるいは生徒、保護者向けの講習会やヒヤリング、アンケート、各協議会への出席、学術的に裏付けされた資料の提供やさまざまな配布物の制作、これについても、協力が得られることになっておりまして、令和5年度、1年間、アドバイスを受けながら、具体的な立案をしていきたいと考えております。

それと我々は、地域移行をするにあたって最大の問題は、大きく四つあると考えております。

一つは、受け皿の問題、そもそも誰がそれを担っていただけるのか、組織的な問題。これが一つと、それから当然その組織で指導者、しっかりした指導ができる指導者が確保をできるのかどうかという問題。

それからそのような受け皿。指導者に対してしっかりした報酬を支払える財源の問題。

現在文科省のこの部活動の地域移行に関しましては、これまでボランティアでやっていた先生方を、どちらかというと地域の方にそっくりそのまま置き換える議論から私は脱していないというふうを考えておりまして、それでは将来性、継続できる担保がないので、しっかりした財源をどのように確保していくのか。

最後にはやはり我々大人の意識改革、教員、保護者、指導者、競技団体等の意識改革ということになります。

それらにつきまして先ほど言いましたようにアドバイスを受けながら、具体的な施策をとっていききたいと考えております。

それから我々も、協議会の中に保護者の方が入っていただいておりますけれども、その中でも、やはり不安というか、心配される点が、費用の問題であります。

地域クラブ化になった時に当然というか、通常はですね、通常はクラブ費用というものが発生をする可能性があります。

運動部活動では、クラブ費用はありませんけれども例えば、クラブ費というものは今でも徴収されているように思います。

ユニフォーム代でありますとか、遠征費用とかですね、そういう費用が一定、負担をしていただいているものだと思いますけれどもその上の費用については、保護者の方は心配をされていると。

併せまして、移動の問題、これについてもご不安を感じられるというのは感じました。

ですから、今以上もですね、今以上の保護者の負担にならないように公的にしっかり仕組みは考えてい

かなくてはいけないと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

協議会等通じてまだまだこれから検討されていくところで、私が心配しているのは、やはりその部活を通じて、生徒と先生がコミュニケーションを図っているというケースも多々ありまして、学校の授業には出られないけれども部活には参加できて、学校との繋がりを保てていたという、そういうケースもあります。

なのでそういうところが遮断される心配と、あと保護者の負担の問題、生徒の負担の問題、そういうところなんかもきちんと協議会でしっかり話し合い、で、うちの町ならではの地域移行の形、クラブチーム、小学生が今頑張っているスポーツもありますし、そういうところもきちんと、そういうところの指導者も協議に参加してもらって、きちんと今後の町の教育としてどうあるべきかっていうところをきちんと話し合っただけだったらと思います。

それから筑波大学のチャレンジシティに応募して、採用になりそうだということなんですけれども、うちの町の規模と都会での規模、いろいろ格差が生じていると思います。なので、あまり大きな規模のところをモデルにしたものではなくて、うちの町独自の教育の在り方っていうのをぶれないようにその部分を大切にしたい地域移行に進めていただきたいと思います、その点についてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、さまざまな方のご意見をお聞きをしてということでもありますけども。

まず、協議会には、中学校の学校の先生方だけではなくて、現時点でクラブ活動に子どもさんが所属している保護者の代表の方、それから、これから中学校に進学をして、部活をする予定の小学生以下の保護者の代表の方、併せてスポーツ少年団体等の代表の方、この方にも委員さんとして多数入っていただいておりますので、しっかりご意見はお伺いをして進めさせていただきたいと思います。

それから、今回のチャレンジシティにつきましては、新たに始まったアドバイス事業ということで、特定の都市型のモデルをそのままうち当てはめるというのではなくて、黒潮町の事情をしっかりと把握をして、それから、児童生徒や保護者、教職員からもしっかりと声を聞いて、その上で、黒潮町に最もふさわしい移行の仕方、部活動の在り方は何かというのは探っていこうということで、しておりますので、そういうふうにご理解いただけたらと思います。

いずれにしても、子どもを置き去りにしてはいけませんので、まずは、子どもの声をしっかりと反映をされるということからスタートをしましょうということで打ち合わせをしておりますので、新年度になりましたら子どもたちの意見を聞くところから始めたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

教育長が前向きなそういうふうな考えで進んでいただけたら、うちの町ならではの部活動の地域移行が

できると思います。

スポーツだけに限らず、大方中学校においては、文化部が唯一音楽部、吹奏楽をしている音楽部がありますので、そこについても、後を追って地域移行の話があるようですので、さらにまた受け皿の問題であるとか、指導者の問題が出てくるかと思えます。時間をかけて、まずは、子どもたちの思いを大事にこの町ならでの地域移行の形を探っていただきたいと思えます。

その点よろしくお願い致します。

続いて、2、保育所運営についての質問に入ります。

現在、保育において保育士の受け持ち定数の緩和については、これまでも一般質問にて再三取り上げてこられた項目であります。

そして、現場からの強い声でもあると考えます。現場の安心安全についての質問になりますが。

カッコ1、国の基準とは別に本町独自の基準や安心安全のための配慮は設けられていますか。

条例の読み込みができてなくて、国の基準とありますが、見てみると県の児童福祉施設の設備及び運営の基準に対する条例第49条に定められている基準以上という受け持ち定数は、そういう基準が黒潮町にはありまして、その定数を含めての質問です。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、濱村議員の保育所運営に関するご質問について、国の基準とは別に本町独自の基準や安心安全のための配慮は設けられているかについてお答えを致します。

本町の保育士配置基準は、国が定めております基準に準じ、1歳未満の乳児にはおおむね3歳に1人以上。

満1歳以上3歳未満に満たない幼児にはおおむね6人につき1人以上。

満3歳以上満4歳に満たない幼児にはおおむね20人につき1人以上。

満4歳以上の幼児にはおおむね30人につき1人以上としており本町独自の基準は設けておりません。

また、安心安全面については、施設等は、国や県で定められた基準に則しており、本年度の県による監査でもすべての保育所で指摘を受けた項目はなく、現状、十分担保できていると認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

淡々とした説明ありがとうございました。

一つ0歳児のところだったかもしれません。3歳児につき1人って言ったような気がしたんですけど、3人につき1人の捉え方でよろしかったですね。

基準は、満たしていて監査でも何も言われることはないというのはもうそれは絶対的なことで、基準を下回ることがあってはいけないうことだと思うんですけど、実際にいろいろ数字を見てみると、小さな保育園から大きな保育園まであるんですけど、一番小さな保育園の南部保育所というところは園児が14名しかおりません。30年近く前にもう10名を下ったら休園または廃園ということで、保護者も10名を切らないようにということで一生懸命頑張ってきた経緯がありまして、いまだに国道から離れているからといって残してもらえている14名というところでちょっとぎりぎりのところではあるんですけども、そこでは、3

歳児4歳児5歳児、3学年が同じ組で保育をされています。たった1人の保育士が、もう3歳児4歳児5歳児、3年間といえども、4月生まれの子と3月生まれの子いうたら4歳の年の差があります。

片っぱの3歳児4歳児がお昼寝する時に、すでに年長児5歳児はもうお昼寝をせず、小学校の準備を着々と。入学前の準備を進めているところだと思うんですが、その際に、対応はどういうふうにお昼寝も、3歳児4歳児、今寝た子がいたかと思うたら今度、まだ寝てない子の対応しもって、やっと後の子が寝たかなと思ったら、先の子が起きてっていう対応になってきていると思うんですけど、保育士1人で3歳違いの対応をどのようにしているか。

その現状をちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

南部保育所につきましては、現在、2歳児3歳児4歳児5歳児が通園をしておりますので、現在におきましては、2歳3歳の混合クラス、そして、4歳5歳のクラスとして担任が受け持ちをしております。

それぞれ他の保育所もそうなんですけども、5歳児につきましては、小学校入学にあたる近くになりましたら昼寝をしない、午睡ですけども、午睡をせずに活動したりしております。

その時には、また、それぞれ別に行っておりますけども、その部分には、1人のものがつくというよりは、一緒に昼寝をしているものは、南部保育所でいえば2歳、3歳の担当のものがそこに一緒にあたるというような対応をとり工夫をして保育を行っていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

失礼しました。

3歳児4歳児5歳児が一緒じゃなくて、4歳児5歳児が一緒で、2、3歳が一緒ということですね。

でもそれはそれでまた2歳児っていうのは本当に大変なところもあると、おむつがはずれる、はずれない、トイレの訓練もおむつはずしの訓練もしなければいけないところを1人の保育士が3歳児もともに見ているとても厳しい現状はあると思います。

私も子どもを育ててはきましたけども、けれども、一度に同じ年の子を育てるという経験はなく本当に保育士さんたちの苦労というか、そういうものはもう計り知れないものがありまして、でもそれでも基準に満たされているからというて、少ない人数で保育をしてくださってるんだと思うんですけども、現場の声として、要望、もっと人数を増やしてくださいとか。

そのような声は上がっていない、大変ですか、そういうような声は上がっていないでしょうか。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

濱村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

自分の方も保育士と話をする機会があります。

本年度も1歳児の担任で、5人を担当しているという保育士の方からも、やはり人数が多いので大変だ、

いろいろ工夫、こういった工夫をしているということはお聞きしておりますけれども、そうした大変さはお聞きすることはあります。それと同時にさまざまな工夫をしながら苦勞しながら、保育を現在いただいているところも承知しているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

福祉の問題も同じなんですけれども、大変さは分かる、よく分かる。

じゃあその先一步どうするかっていうところが議論されなかったら課題は解決されないと思います。

保育士さんも1人の人間ですので、限界というものがあると思います。

介護の世界でも少し前から、同じような現象というか、課題がありまして、記録がすべてデジタル化をされつつあるというところで、本当は介護の世界でも人と向き合うべき仕事なのに、パソコン画面やタブレットと向き合う時間が多くなったという現状があって、なかなか時間が確保できないという現場の声が上がってきています。現場としっかり向き合う介護職員、現場で利用者さんと一緒に活動したり、向き合う職員はどうしても記録が手ばかりになったり、記録が簡単になったりしますが、その記録が簡単になることで、資質が低いと見られたり、そういう逆転の現象が起こってしまうこともあるんですね、けど、保育というのは、やっぱり人対人、人の愛情の中、温かさの中で子どもの心は育まれていくものだと思っています。

私も昔は出口保育園というのがありまして、南部保育園なる前に田野浦と出口と分かれてあったんですけど、そこで各学年に部屋はなかったです。二つしかなくあとは真ん中の遊戯室でもう他学年がごっちゃになってたぶん保育されていた時代だったと思うんですけど、職員室でガリ版で印刷をするのを手伝ってもらったりとか、もう本当に保育というものが温かいものだという印象で大きくなってきました。けど、今は、忙しさとか課題の多さ、保育士として提出しなければならない書類、介護現場と同じになっているんじゃないかという心配があります。

実際大変だという声も聞きます。

もっと子どものことをしてあげたい、保護者に対してしっかりアドバイスしてあげたい、記録物もきちんと書き上げてあげたいけども、なかなかその時間が取れないということがあります。

そして、一応保育士に対してお昼休みを取れるようにということで、その時間帯に代替保育士さんなんかも今配置してもらえていると思うんですが、その現状と実際に保育士さんたちが休憩時間に何をされているかっていうこと、しっかり休憩が取れているかというところの現状を教えてください。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えを致します。

保育士のお昼休みについてですけども、申し訳ないですけども、詳細について、その時間帯の保育士さんを見たわけではございません。ただ、話に聞く中で、そうしたところによりますけども、まずは子どもたちと一緒に食事をしたりするのがありますので、ご飯としては、保育士の食事としましてはその時間に取りってるものもあれば、子どもたちと取るものもありますので、別々にはなったりはします。ただ、場所によっては自分の、ちょっと外に出かけて用事をしたいけど行けない、または、その時間帯を使って、やは

りまた業務をしているというところも聞き及んではおりますけども、基本的にはその時に代替の保育士さん、職員を雇ったりもしておりますので、保障はできているとは思っておりますけども確実にそれが、じゃ休憩を1時間丸々取れているかという、そうではないかもしれませんが、申し訳ないですけども、詳細について個別に把握をできているわけではございませんので、一般的な話になってしまいます。申し訳ありません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

教育次長はじめ教育長もその現状、昼休み、どのような状況かというところ、しっかり、たった4園しかないですので、大事な4園が残っていますので、その4園についての現状把握、また現場の声というのをしっかり聞いて、なぜここまで保育士さんのこと、心配するかという、やはり保育、介護もそうなんですけど、気持ちに余裕がなかったら質のいいサービスが提供できないというふうに私自身は思っています。

なので、大変な中でしんどい中で、手のかかる子どもたちに対してしっかり、愛情が注げるように、保護者に対してしっかりアドバイスができるようにそういう保育環境を整えていただきたいと私自身は思っていますが、教育長。

その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

今、保育基準のことが議論になっておりますけれども、例えばですね。

本年度、さまざまな支援を要する子どもたちに我々は加配の保育士をつけています。

本年度はですね15名、15名の子どもたちに加配保育士をつけてるんですね。

かつてはですね、特別児童扶養手当の認定を受けないとこの加配はつけない、という時代を我々は取ってきました。当町はですね。

引き合いを出して申し訳ないんですけども、お隣の四万十市はいまだにもそういう取り扱いだというふうに聞いております。

この15名のうち特別児童扶養手当の認定を受けている方は4名いらっしゃいます。ということは我々がかつての基準を上回る11名を保育所に配置をしているということになります。

併せまして、基準で計算をした保育士の数にプラス1をして保育所に我々は配置をしております。

それから今、ご議論にありました、昼休み等々をしっかり職員に取っていただくためのパートの職員さん、日々任用の職員さん、本年度でいいますと51名雇用をしております。

そういう形で、我々としては、基準は基準で運用をさせていただいておりますけれども、かなり現場の事情に配慮をして、職員を配置をしているというふうに私は思っておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思いますし、今のお昼休みの話につきましては、かつては昼休みを休むためのパートさんはいなかった、けれどもしっかり休んでいただくためにつけましょう。

ですから、休んでいただくために職員を配置をしているのでありますから、職員はすみませんが休んでくださいとその時間は、つけていただいたら休めるという話で職員はついてるわけですから休んでいただ

かないと困るんですね。

なので、これはしっかり職員にもう一度我々から伝えて、しっかり自分の業務のマネージメント、これをしっかりしていただくということはもう一度伝えたいと思います。

話が少し戻りますけれども、先ほど言いました我々は基準で計算をした職員数にプラス1ないしは加配をつけている。

それは、その保育所に配置をしている職員の数です。

所長、副所長以下職員合わせて、そういう人たちも合わせて全体で職員の数、全体の職員をしっかりマネージメントをして、特定のところに、特定の人に負荷がかからないように保育所運営してくのはこれは保育所長の役目です。

ですから、基準だけフォーカスをして満たしている、満たしていないという議論ではなくて、現状に合わせて、しっかり保育士を我々は子どもたちの成長のために配置をしていきたいと考えます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

現場の長はよく言います。

基準は満たしている、人は足りていると言います。

51名確保しているといっても休めていなかったら、何のための補充か分からない、そこらへんのどうして休めてないかっていうのは保育所さんのマネージメント能力の問題だけでもないような気がしますし、やはりそこは現場の気持ちになって、現場の意見を聞きながら、やはり一緒に考えていかないと本当に質の高い保育の提供はできなくなるのではないかというふうに心配をしています。

それから、保育所に配置されている職員数ですけど、人数は足りているかもしれませんが、正規職員の保育士の数が非常に少ないですね。

2園については正規職員よりも会計年度職員の方が上回っているという現状もあります。

なので、正規職員の負担っていうところもどれだけかというところをやはり分析して解決していかなければ、本当に愛情を持って子どもを保育してくださる先生たちが去っていくんじゃないかというふうに心配をしています。

カッコ2の質問に移ります。

黒潮町保育所整備推進協議会が設置されていますが、構成メンバーや会議の開催頻度と協議されている内容を問います。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

濱村議員の保育所運営に関するご質問について、黒潮町保育所設備推進協議会の構成メンバー、会議の開催頻度と協議される内容についてのご質問にお答え致します。

議員ご質問の協議会は、黒潮町保育所設備推進協議会条例に定められている協議会で、町内の保育所の整備強化を図ることを目的としております。

協議会は、大方地域、佐賀地域それぞれ委員20人以内をもって組織し、委員は町議会議員、民生委員及び児童委員、地区区長、識見を有する者、児童の保護者のうちから町長が委嘱することになっております。

開催頻度及び協議される内容については、保育所の統合など多くの方々の意見をできる限り反映される

ために開かれており、直近で開催されたのは、佐賀地域での保育所統合に関して、平成20年3月から平成21年5月に3回開催をしております。

それ以降、本協議会の開催はされておらず、今後保育所の統合など、多くの方々の意見を反映させる必要がある場合は、本協議会に諮り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

推進協議会の理解はできました。

整備にあたっての協議会ということで、それでは、日々子どもたちの保育において、小中学校であれば、開かれた学校づくりの一環として、育てる会などがありますけれども、保育所においてはそのような先生や保護者、地域の方、区長さんや、あと、民生委員さん、議員等が集って運営していくっていう、そういう情報提供や意見交換の場というものはないのでしょか。

どのような形で保護者等の意見を集約、集めているかというところをお願いします。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、濱村議員の再質問にお答え致します。

地域の高齢者との交流活動などは行っておりますが、現在のところ、保育所の運営について、地域の方々の声をお聞きするような会議は実施しておりません。

ただ、これまで保護者の方々にも保育活動について、共通したご意見をお聞きすることをしておりませんでした。

そこで本年度は、各保育所が、それぞれの取り組みの向上のために改善点を明らかにし、次年度の新しいよりよい計画を立てていくためにそれぞれの保育所で保護者の方々に対してのアンケートを実施し、そのご意見をお聞かせいただいたということを行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

アンケートが実施されたというのはとても保護者にとっては、意見を述べやすい、いい取り組みだと思います。

アンケートというのはあれですか、どちらが回収をして、どこが集計をしてというところ。言える範囲でお願い致します。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

それぞれ、保護者のアンケートにつきましては、保育所が実施をしております。

もちろん無記名なんですけども、封筒に入れ、それぞれ保育所で回収を致しました。

内容につきましては、大きくは、保育所の育てたい子ども像に向けてそれぞれの保育に向けて、そういったことが実施されているかという保育活動についてのもの、そして、保育所からの情報提供についてのもの、そして、保育所のICT化に向け、大きな三つのカテゴリーに分けて14の項目をとともそう思う、そう思う、そう思わない、まったくそう思わないという区分で選択をしていただく、そして、最後に今後さらに保育所で力を入れてほしい項目だとか、保育所のデジタル化についてのご意見を自由記述で書いていただくというで行いました。ただ、回収にあたっては各保育所、子どもたちだとか登園した際に封筒入りで、出してくださるんですけども、自由記述のご意見の中に、やはりこうしたことをする場合、やっぱり日々連絡帳でのやり取りの字体とかで分かると思いますので、そうした場合には、やはりデジタル化などで、もっと匿名性を上げてもらいたい、正直にもっと書けないことがあるかもしれないというご意見もいただきましたので、また、次回等からはさらに配慮しながら実施したいとも考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

自由記述にあったように、今、次長がおっしゃられたように、やはり匿名であっても実際にその園に提出するということは、なかなか勇気のいることだというふうに私自身も思います。

それは、医療介護に関するアンケートでも同じことでした。

名前は書かなくていいのがアンケートなのに名前を書いて提出しなければならないとか、それだったらなかなか思うことが伝えられない、日々お世話になっているのになんかこう文句のようなことは言いつらいというような保護者の心情もあるかもしれませんので、どこからどれだけ回収できたということが、分かるような工夫をして、教育委員会が一旦集計するとか、そういうふうな形をとってもらえたらもっと声を拾いやすくなるのではないかというふうに思います。私自身なんで地域の声が必要かって思うかと言いますと、やっぱり物言えぬ子どもたちがいます。

0歳1歳2歳、大きくなってくると、やはり自分の、こんなことがあった、あんなことがあったっていうことを家庭で言えるかもしれませんが、保育所においてはやっぱり密室になってしまいます。

もう本当にだいぶ前の話なんですけども、保育所の近くで作業をしていたときに保育士さんの怒る声が聞こえてきたということで、とても心が痛んだよという話を聞いたことがあります。

それは、子どもにはなかなか理解できない、なんで怒られるのだろうかとか、分からないぐらいの年齢の子だったようですが、やはりそういう地域の目があるということと、地域の見守りに包まれて、どちらも、子どもも保育士さんもみんなが安心して保育ができる環境を作るといのはすごく大事なことだと思いますので、その点について、保護者の声を聞くということと、この保育所整備推進協議会が、移転に関することだとか合併に関することっていう理解ができていなかったのも、今回ご質問の項目に上がったんですけど、本当のところではやっぱり子どもを育てる会だとかそういう地域の声が入る場をという思いを持って質問をさせていただきました。

今後さらに何か取り組む予定があればアンケートに加えて、何かないでしょうか。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各学校では、議員おっしゃられた通り学校運営協議会、通称で、何々小の子どもを育てる会などと通称で呼ばれている場合もありますけども、そうしたものがあり保護者の代表の方、区長さんをはじめ地域の代表の方などに委嘱をして協議会を行っている、その場でいろんな意見をいただいているというところがあります。

今回アンケートに関して自分たちも各保育所の結果はいただいております。

そこで事由記述意見などでも、やはり保育所の方針の部分で質問をさせていただきました。

それぞれの保育所ですけれども、こうした具体的には、それぞれの保育所が定める目指す子ども像、こういったものに保育所は努力していると思いますか、などということをつつぐらい一番最初に書かさせていただきましたけども、記述意見の中で、その部分については、なかなか様子がわからないので、答えにくいですっていう自由記述の中で何件か、複数のそうした意図の回答をいただきました。

これにつきましては、やはり学校なんかは毎年学校運営協議会において、校長先生がこういった方針で、こういった子ども、こういった活動を通じて育てたいです、ということをお話する機会があります。

そうしたものが、保育所にはない、入所のしおりには目指す子ども像を書いておりますけども、そうした話す機会がないのも原因だろう。

まずは、保護者の人にも、そうした会議を年度当初、毎年、初めの保護者会であるべきではないかということが、自分は反省をさせられて、次回、所長会でも伝えたいとは考えておりますけども、そうしたところに協議会という新たな会議または組織を設置するのは、なかなか早急には難しいかもしれませんけども、保護者会のそうした場の中に地域の方々にもご案内をして、保育所でどういった子どもを育てていきたいのか、地域とどうしても関わりを持って進める保育もありますので、そうしたところで地域の方々に案内させていただく、そして、来れる方々には来ていただきながら、やはり知っていただくという、学校運営協議会の趣旨を取り入れるような形での活動はできないかということも考えているところでございます。検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

ありがとうございます。

だいぶコロナの心配も少なくなってきましたので、また通常通りコロナ前のように保護者会であったりとかそういういろいろ交流会等もあると思いますので、保育所と保護者との信頼関係の構築のためにもぜひそういう方針のやりとりとか、そのようなものは再度大切にして、運営していただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

3、コロナ対策について質問致します。

新型コロナウイルス感染症が言われて丸3年が経過しました。

そこに社会情勢による物価高騰が加わり、住民の生活はより厳しい状況にあります。

昨年は農業、漁業者に対する肥料や燃料高騰に対する支援や商業に対する光熱水費の補助支援、住民生活においては、地域商品券5000円の補助等、さまざまな支援により救われた町民も多くありました。

カッコ1、次年度、コロナ対策に対する国からの補助金は期待できる状況にはありません。

そのような中で、町として独自の経済支援や住民生活の支援とどのような取り組みを盛り込んでいくか町の方向性を問います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、濱村議員の町独自のコロナ支援策についてのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度から各種の感染症対策や経済支援対策を国の交付金等を活用しながら事業実施をしてきたところでございます。

具体的には、令和2年4月に全国に緊急事態宣言が発出された際には、休業要請や営業自粛に協力いただいた飲食業や通所系サービス事業者への協力金の支給。

また感染拡大防止のため、全町民にマスクの配布を実施するとともに、令和3年度におきましても感染対策とともに観光施策などさまざまな取り組みを進め、一般会計予算に計上してまいりました。令和4年度におきましても、国の配分額2億8914万円の交付金に対し、本町では、自宅療養者への在宅生活支援や公共施設の感染対策、また、原油価格高騰に対応した燃油等への事業者支援、物価高騰を踏まえた商品券の交付事業など、30の事業をコロナ禍における支援策として計画、実施しているところでございます。

なお、議員がおっしゃるように、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が予定されておりませんので、コロナ対策事業にのみ特化した予算計上は行っておりませんが、今後、感染症法上の位置付けについて5月8日に今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する対応方針を踏まえつつ、これまでに行った各種事業の効果、検証を行い、必要な感染予防の継続、経済対策を図るための施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

これまでたくさんの支援によって、本当にもう駄目かなと思っていたけど、救われたとかいう町民の事業者の方もありましたので、もし何かこう支援する内容が生じたときにはぜひ前向きに取り組んで事業を進めていただきたいと思うんですけども、私自身も福祉の仕事しか経験がなくて、この4年間本当に農業、商業、漁業に関する知識もありませんでした。けれども、鈴の大敷、伊田の大敷の船に乗せてもらって、漁業の現状を体験したりだとか、仲間が立ち上げたお店にずっと2年近くボランティアで入らしてもらったりして、農業の厳しさであるとか、商業の厳しさっていうのを体験させてもらっていました。

やっぱりそこで、現在は原材料の高騰で商品を出せなくなった生産者さんもあります。梱包材料の値上げによってやむを得ず、本当は値上げしたくないんだけど、値上げしないと自分が生活していけないから、値上げさせていただきますっていうふうになんか心を痛めて値上げする生産者さんの声も聞きました。

気温の関係で思うような漁や収穫がなくて商品が並ばないこともあれば、地域にあるはずの産品が町外へ出てしまって、地元の人の口に入らない、地産外販が進み過ぎた状態、そのようなこともありました。

主にカツオのたたきとか、グリーンレモンとかがそのような状況にあったように感じ取れました。

カツオのたたき食べたいんですけどって言われても、なかなかそれが探せなくて、あちこちの直販所とかに電話してあるところを探して紹介したりとか、そういうふうな状況で地元の人がおいしい魚を食べられなかったりという現象もあつたりしますのでそういうところなんかも解消できたら、やはりこの町で大きく

なる子どもたちがおいしいものを口にして大きくなって、やがてふるさとに帰ってこれるなというふうに思いましたし、でもじゃあどうして外にばかり商品が出るのかって言うたらやっぱり外に出す方が売り上げがいいからという現状もあるでしょうし、外の方の需要が強い、高値で買い取ってくれるというところもあるでしょうし、なかなか厳しい状況はあると思うんですけど、そのような状況に負けないこの町でありたいなというふうに思います。

この厳しさという点では、この2年近くで地域の経済環境は大きく変わってきたと思います。

年が重なるごとになかなか優しくはならないとか厳しさが増す一方であるというところですよ。

しかし、今、県政も守りから攻めにというふうなことを言っていますが、町長、うちの町もやはり守りから攻めに転ずることができるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほどの矢野議員の時に少し申し上げましたけど、ここ3年間、当町も例外なくコロナ禍の中で厳しい状況にありました。

それはこれまで事業的な特別対策というふうな形で国の臨時交付金を原資としながらやってきた状況だと思います。

これからは一般対策という形で、通常対策としてそれを強化して、そして積極的な予算今年も組んでますので、しっかりと住民の元気が戻るような対策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

住民の方も、すべてを助けていただくというつもりはないという声も聞きます。自分たちも頑張らないといけないし、けれども本当に大変になった時には助けてもらいたいなという思いがありますので、ぜひ積極的な対策が功を奏するようにというふうに思います。

ただ、やはりそれをどのように広報していくか伝えて、住民が周知できる方法をとっていくかということもすごく大事だと思います。

今年度の予算を見ても、こういうのがあったのかって何年か経ってやっと気づくようなこともありますし、新しい事業については、なかなか全然言われなかったらわからなかったなっていうものもあります。

自分が該当してなければ、なおのこと、そういう事業があるんだ、補助金があるんだということを知らないまま生活をしている現状がありますので、何らかその事業者を通じて町民に伝わるという形、いろんな形をもって平等に情報が伝わるような形をもって、皆が救われるような町政運営をお願いしたいと思います。

これまで3年あまり、マスクにお金がかかってきましたが、私たちもマスクにかかった経費を今度は口紅に変えて積極的にいろいろ明るく頑張っていきたいと思いますので、ぜひ次年度も黒潮町ならではの周りの市町村がうらやむような取り組みをお願いしたいと思います。

今期最後の質問、以上で終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、16時まで休憩します。

休 憩 15時48分

再 開 16時00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

4番（宮川徳光君）

通告書に基づきまして、一般質問を致します。

今回は3問質問致します。

まず、1問目は、まちづくりについてということで、高台への宅地造成の取り組みについて質問致します。

今議会冒頭の町長施政方針でも、地域ぐるみによる安全安心のまちづくりとして、今後、災害時に津波被害の少ない高台への宅地造成の取り組みを進め、安心して住み続けることができるまちづくりに向けた環境整備に取り組んでまいります、とのことでした。大変心強い言葉だと思います。

では、通告書に基づきまして質問を致します。

1番のまちづくりについて、黒潮町は全国一の津波高の予想をされた中であって、津波浸水予想区域内の住宅が多くあります。このため、高台への宅地造成が大きな課題となっている中、以下を問うとしております。

まず、カッコ1としまして、高規格道路新設に伴う残土を活用した本庁舎東側の高台への入野地区宅地造成事業については基本設計をしたとのことですが、その概要を問います、としています。

答弁を求めます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮川議員の、入野地区宅地造成事業の基本設計の概要についてお答え致します。

基本設計は、昨年9月からこの3月末までの履行期間で業務を行っております。

この事業は、ここ本庁舎東側と錦野団地の間の井ノ谷地区を、佐賀大方面高規格道路事業の発生土を活用し、埋め立てを行い、宅地造成をするものです。

概要と致しましては、埋め立てをする発生土量は約100万立方メートル。造成面積は約11.7ヘクタール。そのうち、幹線道路、宅地内道路、排水路も含めますが、あと、緑地帯を除く宅地面積は3.3ヘクタールとなり、区画割りを80坪から90坪で計算しますと、約115区画の宅地となります。

完成までの総事業費の概算費用は約45億円。発生土の搬入、敷ならし、締固めなどの費用について、国との負担割の協議を行っているところでございます。

今後、事業を進めていくに値するのか、来年度、令和5年度中に検討することとしております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

概要をお聞きしましたが、ちょっと聞き取りが悪かったのですが、最後の方で負担割などを国と協議して、あと、その後の工事の進め方についてっていうか、そういったところがちょっとよく聞き取れなかったんで、再度お願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼致しました。質問にお答え致します。

国と協議をしていることは、搬入する土の量について国からその土代を頂く、それについての協議がまだ整っておりません。

その1立米当たりの単価によっては、事業自体がなかなか難しい面もございますので、その点について、今後、国と協議を進めていくということでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

再度確認ですが、国との負担割合の協議によって、事業が止まるというようなことはないのですよね。その確認。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

まだ基本設計の段階でございまして、今後、詳細設計、その中である程度の、今概算の金額も出ているんですけども、そういう詳細の業務を進めていくようになります。

ただ、先ほど申したようなことを国と協議を進め、ある一定の金額を基に事業が進めていけるように、今後進めていくということでございます。

また、進めていくのか、それが進めていけないのかということについては、今の段階で申し上げることはできません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今後の国との交渉の中で、事業を断念するということもあるということですかね。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

その、国との協議によっては、そういう場合もある可能性もございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと町長にお伺いしますけど。

今、考え方というか進め方で断念することもあるというような回答。これは何か非常に大きなことかなというふうに思うのですが、そのあたり、町長の口から確認させてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

基本設計で大体のやるべきこと、谷を埋めて宅地化するときに、道路改良というか土地の改良とか工事の仕方、そして、大体の概算的に事業費が出てきております。

そして、宅地を建てて115区画、それを販売して幾らぐらい収入があるかという大体基本計画が出てきて、収支が大体の概算でできたわけですね。そうしてきた金額は、かなりの金額でございます。

そして、そうするときに国の方の負担がどれぐらい頂けるのか、それがまだ今調整中の状況でございますけれど、当然、その事業費がこちらの思うような国の負担が頂けない場合は、中止する場合もございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

そいった流れになるようなというふうな話が出てくるとは予想してませんでしたので、ちょっと意外に感じました。

例えばですけど、中止になった場合はそこへ残土を持ってこないということなんで、また新たな残土処理場を構える必要があると思いますけども、そいったところまでは検討してないと思いますけども、そのへんの確認をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

当然、ここに宅地造成できないということであればですね、国の方の直轄事業ですから、国の方で別の所に残土、発生土ですね、持っていく必要が当然出てきますので、それは国の事業として別に探す必要が出てくると思うんです。

そういうことがないようにですね、万全のいろんな話し合いとか、整備の導入とかどこまでできるのかというふうなことは、最善を尽くしてやっていくつもりですけど、恐らく令和5年度はそのことに集中するんじゃないかと思っております。

その結果、最悪の場合はやめるというよりも事業そのものが町の財政力の中ではですね、この事業はできないというふうな事態もあるかもしれません。そういう判断をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

冒頭、少し申し上げましたけども、黒潮町の状況としまして津波高日本一を受けまして、高台への宅地

造成はこれは必須というか、そういうことに向けて取り組んでいくと、町長施政方針で述べてるわけで。述べなくてもこれは、あの東日本があって、そういう状況にはずっと黒潮町はなっているわけで。

だから、その大きなことからすると、今のやめるかもしれない。まあもちろん事業ですから、どうしてもやめざるを得ないときもあると思いますけども、何としてでもこの事業は、私としてはやるべきだと思っています。

結果がどうなるかは、それはまた頑張った挙げ句の結果だと思いますので、それはそれで認めざるを得ないと思いますけども。

ちょっと分かればということで、内容について質問します。

今言う、こういう町が購入して宅地を造っていこうとする、埋め立てをしようとする所の地目の状況はどうなっているのでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

当該個所の地目におきましては、田、畑、山林、原野等が地目でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私の言葉足らずだったようで。

今言われた田畑、山林とかいうのは、ここは見えるところなんで分かりますけども、ただ、田んぼなるものが幾らとかいうようなことは分かってないですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼致しました。

まず、田が3万5,000平方メートル、畑が3万1,000平方メートル、山林が2万6,000平方メートル、原野が2,600平方メートル等でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

この計画は谷を埋めるという計画で、山についてはそのままの形状のところの、山と山との間の谷間を残土で埋めていくという計画だと思いますけども、谷を埋めるその埋め立て後の、隣接する山との高低差は、ここから見る限りあまり出ないのではないかなあというふうに、素人なりに思いますけどもどのくらい。場所によると思いますけども、大体概要としてどのぐらいの高低差がありますか。

また、もう一点。

その少ない場合などに、山も造成すればかなり広い面積になるとは思いますけども、冒頭の事業費によって没になる可能性もあるという話がありましたんで、これはちょっと無理かなとは思いますが。

そのあたり、分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えを致します。

今、議員が言われたように谷を埋めていきますので、今回の基本設計の中では、議員が言われたように山の一部分が残る計画で検討をしております。

その山の高さ、埋め立てをした所からの残る高さについては、5メートルから20メートルぐらいの部分が残るようになります。

少ない所を造成すればということですがけれども、その点については本業務の中では検討をしておりませんので、事業を進めていく状況になった詳細設計の中で、再度検討をしていくということになるかと思えます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の質問はですね、ぱっと見たときと、地区での説明会が早咲でもありまして、町長をはじめ課長もおいでいただいておったのですが。あの計画で見ると、谷あい筋状に残土がこう上へ上がっていくというように。上がっていくというか、入っていくような感じに私は見受けたんで、今言われたような、例えば5メートルぐらいしか残らるのであればもう、その面積的にですよ。山の面積とその谷を埋めた所の面積が、谷を埋めた所の面積の方が狭く、私はぱっと見たとき感じたんで、かなりその山を削れるものであったら、広くなるかなあというふうな単純な、思っただけの質問です。

そういうことも今度実施設計の方で検討するということですので、分かりました。

それから、造成した後の話、分かればですが教えてください。

土地の今の事業をやると計画している土地の買い上げなんかの状況が分かれば教えてください。評価とか、今言われたように、田畑、山、原野とかなってますが、こっから、この辺から見ると果樹なども植えられているようにも見えますし、スギなどの植林も見受けられますが、買い上げについての状況を教えてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

単価におきましては、まだ事業化されておられませんので、このご質問は地区説明会でも質問として出されておりました。

こちら側としましては、事業化になってその土地を購入する、そのときに鑑定評価を行います。それによって、各田んぼ、畑等々のその一筆一筆の単価が出てくるということになります。

果樹等樹木のことについても、その事業化になったときに補償の算定を行って、それで金額が決定するということになりますので、今の現段階でこれぐらいになるというようなことを申し上げることができません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

工事を進めるに当たっては、その進み具合によってまだいろんな作業が出てくるとは思いますけども、中でも大事なのは、地権者に土地を譲ってもらわなければなりませんので、そのあたりの地権者の理解を、山とか山林とかいうのはこの国道沿いからちょっとしか離れてないのですけども極端に値段が下がる、評価額は下がるとは思いますんで。そういった中で、安いんじゃないかとかいうように思われる地権者も多いと思いますけども、適正な評価に基づいた価格だということの説明ですね、こういったことは大変だと思いますけども、地権者の理解がないと事業は進んでいきませんので、その点もよろしくお願い致します。

それから、造成後の販売価格について聞きたいと思ってましたけども、今の状況では無理というような感じだと思います。

価格は出すのは無理のように思いますけども、例えばですが、譲ってくれる地権者が家を建てるためにその造成後の土地を分譲してもらいたいというふうに希望した場合の対応などは考えてないですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

隣の入野小学校、隣の城山団地、9区画を造成したところなんですけれども、そこにおきましては、地権者へ交渉協議を行ったときに、造成後、その区画を優先的に欲しいのか、買いたいのかというような確認をさしてもらいました。それによって、3名の地権者の方に優先的に場所を選んでいただき、購入をしていただいた経過がございます。

よって、今回の造成地についても、地権者の方々が場所について優先的にということであれば、その可能性は町としては考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

城山団地の例もあって、考えてくれるということでございました。

それから、もう一点お聞きしたいのですけども。

この間の計画を見せてもらったときに、造成後の雨水、雨水対策として調整池を計画していますが、現状、入野地区内では、大雨が降った場合、田畑が漬かる場所が多くあると聞いています。

それらも考慮した調整池となっているのでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

地元説明会におきまして、この水の問題が各地区、入野地区ですね。入野本村、芝地区、万行地区、住民の方からご意見、懸念の声を説明会のごとにいただいております。

よって、入野地区には都市下水路がございまして、その都市下水路は蛸瀬川に流れていますけれども、そこを使用して水を流す計画をしております。

今の都市下水路が幅3メートル、高さ3メートルの都市下水路でございまして、ほとんど勾配がないような都市下水路になっていますので、現在、昨年、おとしにおきましても、一部都市下水路から田んぼへ水が溢れたという状況もございます。

よって、それについてこの基本計画の中で検討を致しております。実際、一部分で勾配がかなり緩くて、そこで溢れる可能性があるというような数値が出ている所がございます。そこをかさ上げをすとか、そういう検討の下、逆算をして、今の調整池の広さであれば都市下水路内で水の流れが確保できるという数値にはなっているんですけども、都市下水路にはほかの地域からもやはり流入をしている水がございます。ですので、そういう面も今後、入野地区の住民の方々が安心できる数値、説明、それが必要だと考えておりますので、拙速な事業を進めていくということではなくて、町長が先ほど申しましたように、来年度、5年度におきましてはそういう面も検討し、ご理解をいただきながら、事業化に向けて進めていきたいと考えています。

国との協議もございますけれども、町としましては、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、この事業を進めるようにやっていきたいと、そういうふうには考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今までに、現状ある課題にも対応、その造成工事の際にそういったことも含めて検討していただけるというふうに関き取りました。

なかなか地形的なものですので大変だとは思いますが、そういった細かいところへの配慮をいただいているということで、工事が終わったときには高台の団地に愛着が、住民の愛着が出てくると私は思っておりますので、ぜひそういった立ち位置を踏まえて検討して工事を進めていっていただきたいと思えます。

じゃあ、カッコ2にいけます。

上記以外の宅地造成の計画は、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

町内における他の宅地造成計画についてお答え致します。

現在のところ、入野地区宅地造成事業以外、町としては計画していないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

町としては計画が現状ないということでしたが。

例えばですが、町内で民間業者なんかそういった宅地造成の動きがあるといったようなことはありませんでしょうか。

答弁ができなければ、できないと答えて教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員が再質問にお答えしていきたいと思います。

民間事業者の動きというのはなかなか正確に行政の方で判断できない部分がございます。

それで町の考え方としてはですね、できれば民間主導の開発というのは歓迎をしているのが姿勢でございます。そういう計画があれば、それに関連した町としてできる支援はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

基本の、その宅地造成に取り組むということからすれば、当然言うたらちょっと厳しいかもしれんですけども、心強い言葉がありました。

次、2問目へいきます。

2問目は荒廃地対策についてです。

全国的な課題として、荒廃した住宅や耕作放棄地などが多くなってきているとの報道も多くあり、当町もその例に漏れないと感じています。

加えて、今後は土地の所有者不明が多くなり、さまざまな問題が生じてくると予想される中、以下を問うとしております。

まず、カッコ1番として、耕作放棄地や所有者不明の土地の現状と対策はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは宮川議員の、耕作放棄地や所有者不明の土地の現状と対策についてのご質問にお答えします。

農業における耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地と定義されています。

全国的に見ると、平成27年度のデータで42万ヘクタール、直近10年間で10パーセント上昇しており、中山間地域を中心に年々増加傾向にあります。

黒潮町農業委員会では、毎年9月から10月にかけて町内全域の農地パトロールを実施しております。農地利用の確認、違反転用の防止、早期発見と併せ、今後、維持管理や作付が行われる見込みのない土地、農地法で遊休農地というふうに言いますが、その把握に努めております。

国の交付金を活用した地域協働での維持管理を実施することで現在の推移を維持しておりますが、今後、さらなる後継者不足等により遊休農地が増えていくことが危惧（きぐ）されます。

集落営農組織や農業者、関係機関と情報を共有しながら、農地の貸し手と借り手を仲介するという取り組みを始め、担い手農業者への集積集約など、個々の農家ではなく地域ぐるみで農地を守る活動をさらに活性化させることが必要と考えます。

次に、所有者不明土地についてです。

所有者不明土地とは、不動産登記簿で所有者が直ちに判明しない土地、判明しても連絡がつかない状態の土地を言います。

その面積は全国的に増加傾向にあり、国土の約22パーセント、九州本土の広さに匹敵するといわれてお

ります。

所有者不明土地が増えると、土地が適正に管理されず、近隣に環境的悪影響を及ぼすだけでなく、公共事業や民間取引など、土地の有効利用の阻害要因にもなります。

所有者不明土地の発生の一因として、相続登記の未申請が挙げられます。これまで相続登記は任意であり、費用や手間も掛かることから、相続が発生してもすぐには登記をしないということが多く見られました。

さらに、何代にわたっても放置しておく、相続人が非常に多くなり、登記自体が困難になってしまいます。

所有者不明土地の増加は、今後ますます深刻化する恐れがあり、その解決は喫緊の課題とされております。

このような状況を受け、令和6年度からは相続登記の義務化を初め、不動産登記制度の見直しが図られるなど、所有者不明土地の解消に向け、今後、不動産に関するルールが大きく変わろうとしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私のこの問題というか、設問の文章がちょっと、耕作放棄地が目立つような記述になってしまっていて、全体的なことを聞きたいかなというふうに思いながらこういう文章になってしまったんで。

後半の所有者不明の部分で全体的な話も出てきたかなとは思いますが。

今の時点で、ひっくり返すようなことはしませんけど、分かりました。

引き続いて、カッコ2番です。

土地の所有者不明に起因する現状、及び今後予測される問題。現状及び今後予測される問題の概況と対策はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、宮川議員の一般質問の土地所有不明者に起因する現状と今後予測される問題の概況と対策につきまして、お答え致します。

初めに、所有者不明土地とは、先ほど答弁にもありましたが、不動産登記簿を参照しても所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明しても所有者に連絡がつかない土地となっており、主な事例として、登記簿に記載された内容が古く、所有者を特定することが困難な土地。土地所有者は特定できても、その所有者の住所、転出先や転居先が分からない土地。多数の共有者がいる土地で、共有者の全員を特定することが困難な土地などが挙げられます。

これらの所有者不明土地に起因する現状の一例として、本町で計画的に推進している地籍調査事業への影響があります。

当事業においては、土地所有者等の立ち会いにより境界を確認する必要があり、登記簿上の所有者が不明となっている場合は、戸籍、住民票、隣接住民からの聞き取りなどにより相続人の追跡調査をする必要があるなど、これらの調査業務に多大な労力と時間を伴うものとなっております。

また、さらに追跡調査を行っても相続人の住所が判明しない土地、いわゆる所有者不明土地につきましては、最終的には、筆界未定土地として処理をせざるを得ないこととなり、境界確認ができた隣接の土地までも影響が及ぶ成果となってしまう状況です。

そのほか、主なものとして、町のインフラ整備等の公共事業を推進する中でも、所有者不明土地が存在する場合には、土地の買収ができないことにより計画変更や事業の実施自体ができないなど、対応に苦慮している状況がございます。

今後予定される問題として、さらに時間が経過すればするほど所有者不明土地は増加していくことで、公共事業や大規模災害の復旧、復興事業が計画どおりに進まないことなど、事業実施の支障となってくるものが予想されます。

また、公共事業に限らず、民間取引や土地の利用、活用の阻害要因となっており、さらに、これらの土地の管理不全も増えることにより、近隣住民や近接土地への影響も出てくるものと想定されます。

その対策として、所有者不明土地の利用の円滑に関する特別措置法が令和元年に全面的に施行され、公共事業における収用手続きの合理化、円滑化を図るものや、地域福利増進事業が実施可能となっています。

また、長期相続登記等未了土地解消作業として、法務局が地方公共団体や地方整備局からの求めに応じて、登記官が法定相続人を探索し、事業実施主体が事業を円滑に実施できるようにする制度があり、幅広い公共事業で実施されているなど、事業の円滑な実施に寄与しているものです。

さらに、不動産登記法においても改正されるもので、相続登記の義務化等も令和6年4月から施行。また、相続土地国庫帰属法も創設されるなど、所有者不明土地を増やさない対策として取り組まれるものです。

これらの所有者不明土地の問題については全国共通の問題として、また、個人の権利に起因することもあり、にわかには解消できるものではありませんが、国、県の情報や近隣市町村の取り組みなどの情報を基に理解を深め、住民に対しても制度の情報など、周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

本当、重たいといいますが、ますます重たくなっていく問題だと考えると気が重くなりますが。

細くなるかもしれませんが、今の話も出てきましたけども地籍調査を今年も計画しております。

その地区地区でいろいろ状況が違うので一概には言えないと思いますけども、私の住む入野早咲では、前回も一般質問しました公衆用道路というのが結構ありまして。私もその一般質問をする前に、近所の方が役場へ尋ねるところこういう理由でなかなか改修工事が難しいというて言うてますが、いうて来てから気付いたようなことなことでしたが。その公衆用道路の一般質問をかけたときには、町に寄附していただくことが抜本的な対策ということでございました。

その時点が出発だとは私は思ってなくてですね、もう、その道路に土地を、家の前の土地が道路として使われている地主さん、土地の持ち主さんは、もう道路として提供しとるとい、私が聞く範囲では全員の方がそういう意識でした。

そういうことから考えると、地籍の事業ではできないという話でしたけども、ちょっと隣の席へ地籍で集まっていたときにですね、閲覧とか確認とかしてもらうときに、こうこうなってますが、公衆用道路になってますので、町への寄附なんか等考えてくれたらどうか。ちょっと表現が悪いですけども、そう

いったことで同意をもらえば、今後、改修工事が出たときに工事ができないというような問題がなくなるのではないかと、ちょっと質問をしとるがですけども。

そういうことに取り組む考えはないですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

この地籍事業において、個人の所有している公衆用道路が判明したというときに、その個人さんに対して公衆用道路に提供していただけないかっていう、同意を取るというようなことのように聞き取れましたが、事業の推進とともに、同意を取るということでよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

もう1回聞いて。

宮川君。

4番（宮川徳光君）

早咲のことで言いますと、公衆用道路ということ、私自身もこの前、一般質問する直前まで知りませんでした。

大部分のその土地を提供して、道路にしてもらってる方ですね、その方の意識も皆さん、もう道路に提供してる。寄附をしてるというか提供してるという意識でおるわけですよ。

だから、住民の意識と管理上の、実際管理してる管理上とが違う状態になつとるんで、それを住民が提供しとるという状態なんで、その状態にすれば後々の問題がなくなりますよという。その閲覧とか、そういうみんなが集まったときはすごいチャンスやと思うがですよ。わざわざ、よそからもんてきてくれたりして判子ついてくるわけなんで、その機会を有効に。それは事業としてはできないかもしれないけども、そういう機会を逃がさずに、その事業以外のひと枠をこさえてやったらどうですかということです。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

失礼しました。

宮川議員の再質問にお答えします。

事業と同時に、その意思も確認していくということもありますが、地籍調査事業として、今行っている、土地の境界を明確化していくっていうことではございます。

また、今の現状としてそこは、その土地の所有者っていうのは、基本的には登記簿に載っておりますよね。土地の所有者っていうのは登記簿の所有者が、基本的には土地の所有者ということにはなりますので。その所有者を決めるという段階で、もしそこで意思とかを全体の確認をできたとすればですね、その登記っていうのが、またその後発生すると思います。登記自体は、その町有の土地にしていくという寄附があれば、当然、その代理で町が行うということもできますけれども、その時点で確認した中で、登記も含めてやっていく事業ではその地籍事業はございませんので地籍事業と関連してはできませんけれども、またその意思を確認してですね、その寄附の意思があるのを全員の確認をできた上で、町道等とか、その町有地へ所有権移転をしていくような方法では考えていきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

どうも私の方の説明が悪いようで、妙にちょっと食い違ってるようですが。

実例としてですね、私、私も早咲に住んでおりまして、私の持ってる土地も杭を打っていただいたのですが、その杭を打っていただくときに、道路になってる所がもう宮川さんの土地ですよということになってるということで、今さら畑に返してくれるわけにもいかないと思います言って、杭を打ってもらったがです。道路と畑との境にね。

そして、今現状どうなってるかいうたら、地籍後の図面を見ると道路になってるわけなんで、畑のままじゃないわけです。私の土地ではなくなっておるように私は見たがですけども、それでいいがですよ。後々道路として使ってもらうんやからそれでいいのであって、その地籍をやって図面を作る間に畑が道路になっとる。その作業を役場でやってもらってるわけなんで、その作業がほかの所にもできないかという質問ながですよ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

地籍事業の中において、この地目を変えていくっていうのは現況に応じて変えることは行っております。今までどおり行っていきたいと思えます。

ただ、所有権を移転して、名義を変えるという事は行っておりません。その分とはちょっと別に考えていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

本日の会議は都合により延長します。

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の答弁によると、道のようになっとるんだけど、持ち主私になっとるというふう聞こえるんですけど、現状そうなっとるんですかね。それは後で、細かくなりますんで後で確認します。

そういったようなことができれば、冒頭の道の補修をしなくてはならなくなったときに、公衆用道路だから皆さんの同意がないとできないというような話はすごい、現状では酷やけど、ますますもう同意がもらえなくなるかなというふうな思いでの質問でした。

カッコ3へいきいます。

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度がスタートするとのことですが、その概要はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の一般質問の、相続土地国庫帰属制度の概要につきまして、お答え致します。

この制度は、所有者不明土地が発生することを予防するため、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を国庫に帰属させることを可能とするものです。

背景として、都市部への人口の移動や人口の減少、高齢化の進展などを背景に、土地の利用、ニーズが低下する中で土地所有に対する負担感が増加し、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっているといわれており、所有者不明土地の発生予防の観点から、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能としたものです。

帰属させる土地の要件として、通常の管理または処分をするに当たり、過分の費用または労力を要する土地はできないこととなっております。

具体的には、建物、耕作物、車輛などがある土地、土壌汚染や埋設物がある土地、危険な崖がある土地、境界が明らかでない土地、担保権などの権利が設定されている土地、通路など他人による使用が予想される土地などが示されております。

また、帰属するには、管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金と審査手数料の納付が必要となっており、負担金算定の具体的例として、宅地、田、畑であれば、面積にかかわらず20万円、森林であれば積に依じての算定、その他の雑種地や原野などであれば、面積にかかわらず20万円と例示されています。

その他、例外や特例などもありますが、以上が相続土地国庫帰属制度の概要となります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

どうも、ありがとうございました。

では、3問目へいきます。3問目は行政運営についてということで、請負工事の設計変更関連について問うとしております。

カッコ1としまして、関連の条例とその内容の解釈はとしております。

答弁を願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の一般質問の、請負工事の設計変更関連の条例とその内容の解釈につきましてお答え致します。

黒潮町の請負工事設計変更に関連した条例はございません。

請負工事の設計変更については、基本法である民法による契約に基づき、締結した契約書の規定により実施しているものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

黒潮町には請負工事の設計変更関連の条例はないということですか。ちょっと以外な答弁ですね。

設計変更があつて議決案件になったときに、請負契約が設計変更により議決案件になったときの提案理

由としてですね、何々工事の何々はどっかのですよね。何々工事の請負契約について、設計変更により議決を要する金額以上となったため、地方自治法第96号第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。これが提案理由ですよ。

これ、ここに書いていることと、今答弁したこととは全然違うことを答弁したと思うのですが、その辺の整合性はどういうことになりますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

今言われたとおり、設計変更ということについての条例ということでお答えしたのですが、基本、この黒潮町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例。これが、今、宮川議員が申された、その議会に付すべきことで、設計変更によりという理由はございますが、設計変更を行う上でのこの条例は、設計変更を行う上での条例ではございません。

基本的には、設計変更を行った後にですね、仮に5,000万以上となったときには議会に付すべきことを書いているものであって、初めに申しましたとおり、設計変更と直接関わる条例としては、私捉えてないものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと問い方、設問が不十分だというご指摘ですが。

請負工事の設計変更関連で、設計変更に関連した条例のうちに入らんですかね。変更すると、議決案件に係る係らんのことを定めた条例があると思いますけども、関連の条例にはそれ入らんです。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

設計変更の手法であったりとか、設計変更ということに限らずですね、この今言いました条例につきましては、基本的には条例に付すべき金額というもので捉えているものだと解釈しております。

設計変更を行う、直接のこの条例とは捉えておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私は議決案件を職員が調整できるのかというようなことで、ここをずっと一般質問、これで5回目になりますかね。やってきました。

そういう話があつての答弁だとは、ちょっと理解しがたいですね。何か、こう避けとる。私が言おうとしていることは分かっているとしますよ。そういう状況になって今みたいな答弁はちょっと、あまりにもと私は思いますが。

じゃあ、逆に問いますけども、町条例の55号、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の中で、第2条で議会の議決に付すべき契約ということで、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とする。これ、関連の条例ではないんですかね。関係ないんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

直接の関連の条例ではないと解釈しております。

ここに書かれている、この条例としましては予定価格5,000万円以上の工事ということで、そこに出したところで議会の議決を要するというを書いているだけです。

それに伴って、いわゆる設計変更ということについてはここでは規定しているものではございませんので、その関連と言われてどこまでが関連かというのは少し解釈が違うかと思えますけれども、直接の関連としては解釈はしておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

以前、一般質問したときにですね、議決を要するか要しないかの判断はいつするかというようなこともありまして、このときの、変更の内容を受注者と発注者側が確認した上で設計変更の手続きを行う。この時点において請負金額が5,000万円を超えている場合、議決を要する金額以上となるため、議会の議決を求めることとなる。これ、すごい関係しとるように私には見えるんですけど、そこまで関係してないというんでしょうか。何かですね。

今のところを再度確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

いわゆる設計変更というのは、いわゆるこの議決に要する場合、原因の一つだと思います。

原因だと思いますけれども、この条例自体は、言うようにもう決められているのは、その5,000万以上か未満かということだけで基本的には決めるということを定めているものでありまして、設計変更たるものが原因か、それかその内容かということで言えば、この関連としてこの条例を町としては、直接関連としては捉えてないということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと再度確認しますが。

5,000万円未満で契約した工事をしている追加になったことで、ここはちょっと表現が難しいがですけ

ど、新しい契約額を受発注側で話し合った結果、新しい契約額が5,000万円以上になったら議決を要する、というふうなことだと思うがですけども、ちょっと今の議決の条件のところがちょっと聞き取りにくかったのですが。

確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

要するに、この条例ですね55号。これにつきまして我々解釈しているものとしては、設計変更の概要を書いているものでは全くございませんで、もう一回言わせてもらいますけど、設計変更のことを言っているものではございません。

要するに、議会の議決を要するのは、その原因が設計変更であれ、当初の、例えば入札によって請け負われた工事であれ、5,000万円以上となった場合には議決を要しますよ、議決が必要であるということ町が定めているものでありまして、条例の中に、設計変更をすることについてはあくまでも原因であるので、この条例からして関連ということでは捉えておりません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の質問は関連とか何とかいう話を質問しとるわけじゃないんで。

5,000万円以上になったら議決案件になるという言葉があったんで、その5,000万円の中身。中身が契約金額なのか、今までの答弁でいくと出来高なのか、どちらを指しているのですかという問いですよ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

今、出来高金額か契約金額かっていいますと、契約金額です。

基本的には、契約金額が5,000万以上になった場合です。

ただし、当初の契約においては予定価格でございます。

ただ、その中で、設計変更において5,000万円未満の工事が5,000万円以上になった場合、その場合については契約金額でございます。契約金額が5,000万円以上となった場合に、議会の議決を要することとなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと、私先走ってカッコ2の方の話に入っとるようにも、今やっと思つたんですけども。

ちょっともんですよね、今、町条例55の解釈を再度確かめますけども、この条例の中には、予定価格で5,000万円以上の工事とかいう文句があって、これは当初の契約の、最初の契約に先立つあれですけども、その設計変更があった場合の記述がないわけで、これを読み替えるように、例えば財務の実務提言なんかでは書いてます。

それから、これを設計変更の時点ではどういうふう読み替えるかについて教えてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

宮川委員がおっしゃられたとおりでございます。

当初のその入札に伴う場合、この予定価格での5,000万円以上か未満かという判断になりますが、設計変更に伴っては契約金額になって、最終的な全体の契約金額で5,000万円以上か未満かということになるのは、今言ったように財務の実務提要などから町が判断している、その解説から判断しているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今、この当初のときはもう予定価格という契約が、最初の契約の後に工事があるのはもう絶対的間違いなことだと思いますけども、変更契約のときも、一般常識としたら契約をした後に工事をするのが流れだと思います。

その流れを確認します。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 17時 22分

再 開 17時 23分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、その設計変更の流れといたしますか、至るところを少し説明させていただきますと、まず、設計変更前に、基本的には入札によって契約がございます。

契約をした金額がいかにあれ、例えば5,000万未満であれ、その予定価格が5,000万円以上であれば、基本的には議会の議決の案件となります。

仮に、それが5,000万円未満の請負契約であったとしてもですね、以後の設計変更いうものが起こって、5,000万円を超える場合がございます。5,000万円を仮に超えたときにはですね、当然、その全体の請負金額において5,000万円以上になった場合は、議決の案件となるということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

何か、私の質問の仕方が悪いということなんじゃないかな。

設計変更の場合に、受発注者側で話し合っってその新しい契約をし直して、その契約金額が5,000万円以

上になったら議決案件になるのですけれども、その新しい変更になった部分の工事は契約後にするのかどうかの確認を今聞いたがですよ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

この契約変更については、通常行われるのが契約書に基づいた条項であります。よく18条、19条とかいう項目になって、その項目の中で、その受注者と発注者側がお互いに同意を持ってですね、一つの契約になろうかと思えますけれども文書を交わしてですね、その工事を行うものであります。

その工事を行う、その1個ずつが積み上がった場合に5,000万円以上となったときには、これは議決案件となってしまいます。

契約書というのは、その時点では5,000万円を超える契約書というのは発生しますが、仮契約書という形でいったん契約を交わしてですね、議会の議決をいただいた時点で、その契約が有効となる。そういうような形で契約を行います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

だいぶ、また元へ戻ったような答弁だったと私は聞こえましたが。

条例の55号の解釈のことを最初問いましたよね。条例には設計変更の場合とはいう記述はないわけで、ないけどもこの中で判断してるというのは一緒だと思うんですよ。

この条例の設計変更時の解釈はどうなってますか。

再度確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

何回も繰り返すようではございますが、民法によってですね、この設計変更いう契約書、民法によって結んだ契約書。この契約書の条項によって契約をして、その金額というのが言うように5,000万円以上となったとき。

その解釈としまして、特にこの条例この55号においては、この設計変更のことではなくて、基本的には5,000万円以上ということしかないんです。5,000万円以上になった時点で議決を要する案件となる、ということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私が新しく作った資料で、議決案件となる時点はというやつが、課長にも議長経由でお示ししと思うがですけども。

この中にですね、先ほども出てきました地方財務実務提要によると、設計変更時においては、町側で積算した設計価格を基に業者側と協議して、変更した変更契約額、請負金額ですね。が5,000万円以上となる場合は、議決案件となるというふうに記されてるがですよ。

この解釈と今言うた解釈とはだいぶ違うものですけど、この実務提要の方が記載が間違ってるということなんですか。

確認を。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の説明の仕方が悪いかと思えますけれども、その実務提要から私ども判断しているものではございません。そこで判断しております。判断して、定めております。

その議決を要する案件というのは、あくまでも設計変更などが起こって、契約を交わしてですね、その金額全体の請負金額、契約金額、これが5,000万円以上となったときに、議会の議決を要する案件となる。その実務提要から来ているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

再度確認しますけど。

今の設計金額、変更した請負金額ですよ。それで、積算をしたという実務提要には記載があるのですが、それ積算をしたもので間違いはないですか。

（総務課長から「はい」との発言あり）

はい、分かりました。

ではですね、次のカッコ2へいきます。

設計変更時の手順と、議決の要否の判断時点はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の一般質問の、設計変更手順と議決の要否の判断時点につきまして、お答え致します。

設計変更の手順としましては、平成29年4月から適用している黒潮町建設工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき実施しているもので、その基本的な手順を当ガイドラインの設計変更手続きフローにおいて示しております。

また、議決の要否の判断基準としましては、設計変更によってその全体の契約額が5,000万円以上となる時が、議会の議決を要する案件となるものです。

このことについては、黒潮町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に定められているものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

すごい明快といえますか、私もそのように思っております。

ちょっとその中で確認をしますが。

主に、設計変更の手続きのフローは 18 条関係が主だと思いがけず、このフローをぱっと見たときに、最後から 2 つ目ですか、設計図書の訂正または変更。それがありまして、協議をするのが工期の変更と請負代金の変更があります。

このマル 2 の請負代金の変更というのが新たな変更契約の金額だと思いがけず、それで間違いなにかということと。

工事ですね。施工の部分は、この協議して、工期とか請負代金の変更があった後に、工事の施工があると解釈してよろしいですか。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休 憩 17 時 36 分

再 開 17 時 36 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは、再質問にお答えします。

基本的にですね、宮川議員がおっしゃられましたように、変更を協議契約書を基づいてやった時点で行うこととなりますけれども、例外もございます。

例外については、設計変更に関する県の事務取扱要領等ではございますけれども、これも。

(宮川議員から「まず、私の方の質問に答えてください」との発言あり)

はい、その質問に答えてるつもりですけれど。

(宮川議員から「工事はこの後にやるということですね」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

ちょっと聞き漏らしというか、ちょっと質問の意味が分かってなかったけん、もう一回質問しちゃってください。

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

私の質問の仕方が悪いということなんだろうと思いますけど、おんなじ質問をして時間を取られるのはちょっとつらいとがあります。

設計変更手続フローというのがガイドラインの中にありまして、主には 18 条関係のフローが経設計変更のときに使われると思っておりますが、これでいろいろ発注者と受注者が協議をしながらですね、最後には、必要であれば設計図書の訂正または変更、それからその次には、必要であれば工期の変更と請負代金の変更をするというフローになってまして、このときに 5,000 万円を超えたときから議決案件になると、私は解釈してます。

それが一つと、その時点ではまた設計変更になった内容については工事がされてないと理解してます。

この契約が成立した後に工事があるというのが、もう契約をして工事をするというのは社会の常識というか一般的なことで、まして公共事業ですので、そういった感覚は大事なことだと思うのですが。

その点を確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、その宮川委員の質問にお答えします。

その請負契約の変更というのがありますけれども、基本的にはこの請負契約の変更の後に工事をするのですけれども、あくまでも5,000万円未満の場合においてはですね、その契約も含めてですね、工事の取り扱いというのはその18条、19条の契約をもってですね、19条の同意をもって進めていく場合もございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今、18条の同意をもっていうて言われたんですけど、18条の同意というのがこのフローに基づいて流してあって、最後に同意があるということだと思うのですが。それとは違うような考え方を言っておられる。

このフローのとおりじゃないんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それではお答えします。

このフローによっては、その手順として行います。

ただし、その5,000万円までの工事の中では、その18条、19条の中で、このそれぞれ変更の承認を認め合いながらですね、設計変更ということではなくて、その18条、19条の指示によって工事を進める場合がございますが、あくまでも5,000万円未満の工事ということで捉えていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の考え方は、先ほどの条例の考え方に反してますよ。

さっきの条例の考え方は、設計変更のときには積算をした契約金額ということであつたわけですから、積算ということはどういう意味ですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

積算というのは、工事の詳細を積み上げたりですね、現地の状況を確認して図面に起こして、そのそれぞれの単価、それぞれに掛かる費用というものを積み上げて行った金額を出すということが積算です。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁では大事なところが抜けてるように、私は思います。

積算というのはですね、予定してる全てのものを積み上げて計算するのが積算と、物の本には書いてますけど、違うんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

積算というのは、工事全体の場合もあるかも知れませんが、設計変更に伴う部分だけを積算する場合もあると思います。

積算自体については、工事の全体を示しているということではないと解釈しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

ちょっと町長にお伺いしますけども。

今答弁を聞いてですね、職員はですよ、職員というか公務員は法令順守が義務付けられております。法令は従わなければならないと国家公務員法でも定められており、さらに地方公務員法でも、法令に加えて条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定にも従わなければならない。従わなければならないですよ。

さっきの条例の解釈に従うてるとは私は理解できんですけど、どういうふうに思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えします。

言葉の中で積算とか調整とかいう言葉が出てきて、それぞれの解釈の使う場所とかですね、ところで微妙にずれてるんじゃないかと思うし、宮川議員のご質問の一般的な質問なのか、あるいはある事例に基づく質問なのか、少し分かりにくいところあるんですけど。

当然、町の職員は法令順守でやってるし、総務課長の答弁も法令順守した答弁になっております。私はそういうふうに解釈しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

確認しますけども、条例の 55 号の解釈に基づいた、今の総務課長の答弁だと思いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

何度も総務課長が答弁してますけれど、55号というのは議会に付すべき議決事項についてはですね、あくまでもこの5,000万円の金額について定められてるものであって、そのことを総務課長さっきから言ってるわけですから、別に答弁に瑕疵（かし）はないように私は思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

じゃあ、町長に確認しますけども。

設計変更の場合の議決案件はどうかの判断の金額の、金額の内容ですよ。積算された金額というふう
に実務提要で書いておるがですけども、それで間違いないですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

議決に付すべき変更に基づくところまでいく積算については当然そうです。

ただ、途中でですねさまざまな、積算というのは計算ですから、こうした場合、例えば事案が現場の状況によってこうした場合はこういう積算になる、こういう場合はこういうふうには、複数の試算的なものも積算でやりますので、その契約に基づくのはですね、そういう仮の積算じゃなくて、しっかりとした契約に基づく条例に、議決に付すべきところになるかはないかというのはもちろん積算の中でやる。言ってることが分かりにくかったかもしれませんが。

積算の意味がですね、途中の積算もありますので、仮設のですね。そういう積算をおっしゃってるんじゃないですよ。

そうじゃないですよ。であれば、積算は契約については積算に基づいてやるものでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私と町長というか、課長の答弁も含めて、問題点というか相違点をはっきりしてきたんですけども、その積算、条例の55号の解釈がだいぶ違うと思います。

その何が違うかというたら、設計変更したときには、私は職員からいただいた実務提要を参考にこうじゃないかなということで話をしようわけですけども、繰り返しますけども、設計変更時においては町側で積算した設計価格、積算した設計価格が、全てですよ。積算というのはあらかじめ工事に必要な費用を予測し、工事に係る全体の費用を積み上げて算出することで、その積算の意味がですね。

今、町長の言われたのは、ある部分を積算するというで、そういうときには積算という言葉は該当しませんので。ある部分の合算、和算、それと積算とごっちゃになってなつとるように私は感じました。

そのあたり、ちょっと解釈間違ってるんじゃないですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えします。

先ほど私、途中で積算のことをごちゃごちゃ言ったので混乱したかもしれませんが、基本的には実務提要に載ってるとおりにございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

実務提要に載るとおりにということは、何か加わって設計変更をしたときに、もう全ての額の積み上げが積算ということなんで、その額で判断をする。

だけでも、答弁の中には工事の部分で、この工事のこの工種とか工種の積み上げになるのか、例えば出来高、工事の進み方によって、出来高が5,000万円を超えたからというような話も、結構今まで話をする中で、今日じゃないですよ。今まで話をする中で出てきたんで、そのあたりのちょっと考え方がこの条例の考え方とは違うんでないかなということを思っている質問なのですが。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

いわゆる条例の55号、よくおっしゃられる決議事項の件ですけど。これはも繰り返しますけど、金額のことだけですよということを繰り返し総務課長も言ってますけれど。

この設計変更の手順と、それから議決判断の時点等につきましては、もう執行部としては、宮川議員5回目の質問でございますけれど、法令順守の正当性についてはですねこれまで可能な限り説明を尽くしてきたと思っております。残念ながら宮川議員のご理解をいただけないわけですけど、そこは条例、民法の契約の基本と条例の解釈、この見解の相違になるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今も、捉え方によってはちょっと厳しい考え方だと思いますけども。先ほど言いました、公務員の法令順守いうところからちょっと外れてますよ。その今の言い方は。

地方公務員法32条では、法令に加えて条例、地方公共団体のうんぬんの規定にも従わなければならない、と規定されてますんで。それとちょっとずれてると思うんですが、大丈夫ですか。条例に従わなければならないになってますよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の質問に答えていきたいと思っておりますけれど。

条例に従ってないと思ってるんです。条例に従った上で答弁もしてるし、宮川議員の従ってないというのは、その見解の相違の一つではないかと思うんですけど。決して私どもとしては、間違った、法令順守じゃない対応をしてるという認識はございません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

私の解釈が悪いのかな。

この条例の 55 号に基づいて、こういう条例の 55 号のルールはこうなので、この解釈でこの事案は対応してますとかいうふうな説明は、今日もなかったと私は思いようがですよ。

それが、例えばですね、以前、町長が在職中の答弁の一つを引用しますとですね、設計変更のときの説明、答弁じゃなくて説明ですが。地方自治法第 96 号第 1 項第 5 号の、工事が 5,000 万円超してきた段階で提案させていただいております、いう説明があるわけですよ。これと、さっきの条例の考え方とは、私は違うと思います。工事が進んで出来高が 5,000 万円を超してきた段階で提案させて、そんなもんじゃないですよ、条例は。契約する前に積算した額で契約をして工事をするという条例なんで、全然違うと思いますけど。

議長 (小松孝年君)

ちょっと元へ戻りようがやけんぞ。

2 番目の質問の設計変更時の手順と、それから議決の要否について最初答えた答弁で、準じてちょっと 1 回、もう 1 回最初の答弁やってください。

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは再度回答させていただきますが。

その設計変更の手順としましては、平成 29 年 4 月から適用している黒潮町建設工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき実施しているもので、その基本的な手順を当ガイドラインの設計変更手続きフローにおいて示しております。

また、議決の要否の判断基準としましては、設計変更によって、その全体の契約金額が 5,000 万円以上となる時が、議会の議決を要する案件となるものです。

このことは、黒潮町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により定めているものです。これが基本的な回答となります。

以上です。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

今の回答であれば、合ってると思うがですよ。

だけど、最後の方にも言いましたけど、工事が 5,000 万円を超してきた段階とかいうような考え方は、今の答弁では擦り合わせができないと私は思うのでということをお願いで。

町長に確認しますが、今の答弁でいいんですよ。

(町長から「今の答弁でいいです」との発言あり)

はい。

カッコ 3 の請負工事の設計変更に関連して、平成 28 年 9 月定例会での先輩議員の一般質問への答弁で、設計変更に関する事務処理要領を平成 29 年度より整備するとの答弁があるも、その後も未整備だとのことだったが、現状、整備しているか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の一般質問の、設計変更に関する事務処理要領の整備につきまして、お答え致します。

設計変更に関する事務処理要領の整備について、平成28年9月の一般質問、藤本議員の答弁において、設計変更に関する事務取扱要領及び設計変更ガイドラインを当該年度中に内容を取りまとめ、平成29年度の工事より適用したいと考えている旨の回答をしているものです。

当時は、事業担当課を中心に検討会を立ち上げ、工事変更等にかかわる町の基準を定めることとして検討を行っていたもので、その取りまとめにおいて町のガイドラインを策定し、このガイドラインに準じて運用することが妥当で、設計変更に関する事務取扱要領は策定せず、従来どおり県の要領に準ずる方針としております。

よって、現在も県の要領に準じた取り扱いを行っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

現在も整備していないとのことですが。

実際、作業をされる中では別段支障ないかもしれません。金額が黒潮町では5,000万円のところが県では何億か知りませんが、そういうのが違うだけで、あとは同じということだという理由だと思いますけども。

私がちょっと気になるのは、一般質問の答弁で、議会だよりの記事を読むと、整備するというような表現になったと思うんですけども、そういった答弁があるにもかかわらず、しない。また、執行機関会議で決めてしないことになったのであれば、それなりに全員協議会か何かでですね、こうこうした理由でしないことにさしてもらいたいとかいうような説明がないとですね。するいうて、しとるかな思うて確かめたりしてない。それやったらこの議会というものが、職員がどういうふうに捉えてとのかというふうな、疑われるようなことにもなりかねないのでの質問ですが。

町長のそのあたりのお考えはどうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問お答えしていきたいと思えます。

正式に議事録をこらも確認したんですけど、作るとは言い切っていないんですね。検討するという、考えていくというような表現で、議事録には記録されてるのをこちら確認しているんですけど。議会だよりの方にはちょっと違った書き方をされておったかもしれませんが、議事録をこちらで確認すると、そういうふうな表現になっております。

ただですね、おっしゃるとおり全員協議会とかで詳しく丁寧に説明すべきだったと思えますので、今後そういうところについては注意をしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

もう、今日も質問した問題なんかも、今後どんどん重たくのしかかってくるような問題が山積しています。今の宅地造成も大きな事業で、住民の理解がないと成り立たない事業だと思いますので、そういった約束ありますか、ことについてはある程度気を配っていただいたら、住民側も信用できる、信頼できるという。その気持ちが事業の成功、それから円滑な行政運営につながっていくとあっての質問ですので、悪く取らないようにしてください。

せめて5時半にはと思いましたが、今日も皆さんにご迷惑掛けてしまいました。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 18時 07分